

令和元年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
令和元年12月5日～6日

場 所 第2委員会室

令和元年12月5日(木曜日)

の一部を改正する条例について

(議案第13号関連)

午前10時18分開会

・宮崎県総合防災訓練の実施状況について

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第4号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第11号 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第13号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 当せん金付証券の発売について
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・県内優先発注のH30実績について
 - ・「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」の改定に係る素案の策定について
 - ・移住支援金事業の実施状況について
 - ・「みやざきフードビジネス振興構想」の改定に係る素案の策定について
 - ・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る経費について
 - ・防災拠点庁舎整備に伴う部局再配置について
 - ・宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例

出席委員(7人)

- | | |
|-------|---------|
| 委員 長 | 日 高 陽 一 |
| 副委員 長 | 脇 谷 のりこ |
| 委員 | 丸 山 裕次郎 |
| 委員 | 武 田 浩 一 |
| 委員 | 高 橋 透 |
| 委員 | 重 松 幸次郎 |
| 委員 | 来 住 一 人 |

欠席委員(1人)

- | | |
|----|---------|
| 委員 | 坂 口 博 美 |
|----|---------|

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

- | | |
|-------------------------|---------|
| 総合政策部長 | 渡 邊 浩 司 |
| 県参事兼総合政策部次長
(政策推進担当) | 松 浦 直 康 |
| 総合政策部次長
(県民生活・文化祭担当) | 小 堀 和 幸 |
| 総合政策課長 | 小 倉 佳 彦 |
| 秘書広報課長 | 児 玉 憲 明 |
| 統計調査課長 | 長 倉 健 一 |
| 総合交通課長 | 大 東 収 |
| 中山間・地域政策課長 | 日 高 正 勝 |
| 産業政策課長 | 米 良 勝 也 |
| 生活・協働・男女参画課長 | 渡久山 武 志 |
| 交通・地域安全対策監 | 水 口 圭 二 |
| みやざき文化振興課長 | 日 吉 誠 一 |
| 国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 | 坂 元 修 一 |
| 記紀編さん記念事業推進室長 | 河 野 龍 彦 |

これを慎重審議するには合同審査、やっぱり総務政策常任委員会で今までずっと審議してきた部分が、いきなり商工建設常任委員会に行ったというところなので、総務政策常任委員会としても同じ状況で説明を聞く合同審査会がふさわしいんじゃないかということでそういうことになりました。

○高橋委員 時間をもったいないからもう言いませんけれど、前期でもう新会社をつくることを認めたわけで、その後に何らかの融資がいつてくることは、もうわかっていた。それを議案第2号で融資しますよということで、それは商工観光労働部の所管の委員会になるわけだね。だから慎重にすることはやぶさかでない。ただ、今後のこともあるから、何らかの場で、委員長の権限はあるかもしれないけれど、やっぱり議会運営委員会というのがあるから、そこでテーブルに乗せてくれたほうがきれいに物事が進むような気がいたしますので、これはもう要望でお願いします。

それとこれ、一通り終わってから合同審査会ということで理解していいんですか。

○日高委員長 そうです。このカーフェリーに関する以外の部分の審査が終わった時点で商工建設常任委員会と……、どっちが先に終わるかわからないですけども、終わった時点で合同審査会に入るとい形になります。

○丸山委員 第2号議案は40億円だけなんです。全体は180億円という投資に対しての可否を、やはり県議会として最終的には議場で審査する、慎重審議をしないといけないと思っていますので、カーフェリー以外の審議をしっかりと、その後には合同審査をすることはふさわしいんじゃないかと思っております。ぜひお願いしたいと思っております。

○来住委員 多分これについては全議員が関心を、議員だけでなく、ある意味では県民自身が関心を持っていることだと思うんですね。それで40億円について、貸し付けることを了解するかどうかは、それぞれの意見があると思うんですけど、ただ議会の持ち方、委員会の持ち方とかは議会内のことで、そういう意味では確かに委員長同士がそういうお話し合いをすればできると。委員会がそれを認めればできることなんですけれど、ただ、議会のあり方の問題だから、いわゆる議案に対するいい悪いじゃなくて、議会の持ち方については、やっぱり僕はもっと、例えばそういう議運だとか、いろいろなところで意見を聞いて、なるべく全会一致のもとで物事を進められたほうが——今後のことですよ、今後も起こり得ることですから。そういう点ではやっぱり議論すれば僕はどこかで一致すると思うんですよ、持ち方ですから。ただ、議案に対して賛否が違うということは当然起こりますけれど、そこはもう少し慎重にされたほうがよかったなというふうに今思いました。

○日高委員長 わかりました。貴重な御意見ありがとうございます。

○高橋委員 この委員会に議長もいらっしゃるから、議長、ひとつよろしくお願いします。

○来住委員 もう一つ、僕が感じているのは、市議会と違って本会議場における事実上の質疑が難しいんですよ。一般質問の中でできないことはないです。一般質問の時間が30分ありますから、その中で質疑をすることはできないことはないんですけど、事実上の質疑がなかなか市議会と違って、県議会は難しい面があります。そういうこともあるから、なおのこと、やっぱり委員会は非常に重要なところだと思いますから、お願いしたい。

○日高委員長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

お諮りいたします。

商工建設常任委員会との合同審査会の開催につきまして、商工建設常任委員会の申し出に同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 ありがとうございます。

挙手全員ということで、合同審査会を開催することに決定いたしました。

それでは、商工建設常任委員会の委員長に対して開催に同意する旨を回答いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第9号、第11号、第20号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっております。その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時30分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本日の審査の進め方ですが、その他報告事項の宮崎カーフェリー株式会社の新船建造については、商工建設常任委員会との合同審査会で報告を受けますので、まず、それ以外の議案等について審査を行います。

その後、一旦総合政策部を終了しまして、総務部、人事委員会の審査終了後に合同審査会を開催いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず、初めにお礼を申し上げたいと思います。

11月30日に行われました国民文化祭・にいがた2019、全国障害者芸術・文化祭にいがた大会の閉会式に重松委員に御出席いただきました。まことにありがとうございます。

当日は、新潟の花角知事から大会旗を受け取りまして、職員一同、決意を新たにいたしました。引き続き、県議会の議員の皆様方の御協力をいただきながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の委員会資料をごらんいただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、左側のページになりますけれども、目次をごらんいただきたいと思っております。

まず、予算議案でございますけれども、議案第1号の「令和元年度宮崎県一般会計補正予算」

右側になりますけれども、資料1ページをご

らんいただきたいと思ひます。

総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下にございますように、889万9,000円の増額であります。これは、後ほど担当課長より御説明をいたしますけれども、来年4月、本県で実施されます東京2020オリンピック聖火リレーに向けた関連事業を実施するための補正であります。補正後の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますように、165億1,458万6,000円となります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思ひます。

同じく議案第1号の関係であります。

2の繰越明許費補正の追加でございますけれども、合計で1億8,592万7,000円の繰り越しをお願いするものであります。2点ございまして、1点目は、防災拠点庁舎整備工事の繰り越しに伴い、情報政策課の県庁LAN整備事業につきましても繰り越しを行うこととなったものであります。

2点目は、国民スポーツ大会準備課の県有体育施設整備事業におきまして、関係機関との調整に日時を要したことによりまして、陸上競技場整備予定地での埋蔵文化財調査の残土搬出工事の発注がおくれましたことに伴って、翌年度への繰り越しをお願いするものであります。

次に、3の債務負担行為補正の追加であります。

これは、来年4月のオリンピック聖火リレー及び8月のパラリンピック聖火フェスティバルの実施に向けまして、関連する資機材等の手配などの準備を今年度中から行う必要がありますため、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

目次にお戻りいただきたいと思ひます。

2のその他報告事項でございますけれども、項目はこちらに記載のとおりでございます。

なお、本日は、広報戦略室長の松野義直が忌引のため、本委員会を欠席させていただいております。御質問につきましては、秘書広報課長がお答えいたしますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○日高委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○小倉総合政策課長 総合政策課でございます。

まず、総合政策課の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の令和元年度の11月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

左から2列目でございます。一般会計の補正額にありますとおり、889万9,000円の増額補正でございます。補正後の予算額につきましては、右から3列目、38億1,954万5,000円となっております。

続きまして5ページをお開きいただきまして、上から5行目の(事項)県計画総合推進費の説明欄の1、新規事業、東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業でございます。事業内容につきまして、常任委員会資料で御説明をさせていただきますので、委員会資料の3ページをお開きください。

1の事業の目的でございます。

こちらは、来年4月、本県で実施されますオリンピック聖火リレーに先立ちまして、事前イベント等の関連事業を実施することにより、県全体の機運醸成を図るものでございます。予算額でございますが、889万9,000円でございます。

内容、内訳につきましては、イベントの開催経費、メッセージの収集、それからフラッグとバナーの製作費に充てるものでございます。

事業内容でございますけれども、①に事前イベントとございます。来年1月25日に平和台公園——平和台公園は1964年の聖火リレーの起点の一つになったところでございますけれども、こちらにおきましてイベントを開催させていただきます。中身としましては、聖火ランナーの正式発表、この場でランナーを御披露させていただくということと、ひなたフラッグバナーというものをつくりまして、今のところは聖火ランナーを想定しておりますが、これを26市町村の代表に授与するというところでございます。この授与されたフラッグバナーをどう使うかでございますが、2番に行ってくださいまして、まずメッセージを収集します。メッセージというのは、県民が聖火なり、オリンピックなりに託す思い、こういったものを2月ごろまでにウェブサイトですとか、各市町村庁舎の収集ボックスなどで応募用紙などで、収集しようと考えております。そこで集めたメッセージは、③にありますとおり、先ほどの各市町村代表者が授与されたフラッグバナーに掲載する形で考えております。これを今年度末までに完成させるということでございます。これをどう使うかといいますと、聖火リレー、来年4月の当日の最終ランナー、それで2日間ございますが、それを受け入れる際の演出等に活用して、使い終わった後には各市町村へ提供して、レガシーとして活用していくというイメージで考えてございます。イメージとして、その右側の絵に描いております。基本的には直接書き込まずに印刷するイメージで考えているところでございます。

事業効果としましては、26市町村の一体感を

創出するというところで、その後の聖火リレーに向けた県全体の機運醸成を図っていくという内容でございます。

続きまして、債務負担行為の御説明をさせていただきます。

2ページの債務負担行為補正（追加）と書いているところをごらんください。こちらは、東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業を今年度から来年度にかけて実施するため、2億1,752万2,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。

内容につきまして、4ページをお開きください。こちらに聖火リレー、それからパラリンピック聖火フェスティバルの概要がございます。

まず、1番でございますが、聖火リレーの概要につきまして、スケジュールが書いてございます。関連事業につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりです。聖火リレーにつきましては、来月以降準備させていただいて、4月の本番実施を迎えたいと考えております。本番につきましては、来年の4月26日及び27日でございます。通過市町につきましては、1日目、2日目、(2)に記載のとおりでございます。

それから、2番、本県でのパラリンピック聖火フェスティバルの概要でございます。

パラリンピックの聖火リレーにつきましては、開催都市で開催するものでございまして、基本的に開催都市以外——開催都市というのは、東京、埼玉、千葉、静岡の4都県でございます。それ以外の道府県に関しましては、火を採火する採火と東京へ向けた出立等を行う聖火フェスティバルを実施できるとされておりまして、各地で採火した火を東京都に集火して、集めて、その火でもって都内でパラリンピック聖火リレーを実施する流れになってございます。

スケジュールでございますが、聖火フェスティバルに向けた準備を来年から実施させていただきまして、8月に向けて、こちらは聖火フェスティバル、採火式・出立式を宮崎市において実施するというスケジュールで考えてございます。それからその集めた火を今度は東京に集火するという流れになっています。こちら8月になりますが、集火式及び開催都市の聖火リレー、東京都への本県で開催に当たりましては、本県代表者を派遣するというふうに検討しているところでございます。

債務負担行為の内容でございます。

まず、1番はオリンピック聖火リレーの分でございます。こちらが1億9,432万2,000円でございますが、主な内容としまして、下に書いてございます、リレー運営費、こちらはリレーに関します運営、特にその警備に当たるものとか交通規制に当たるもの、こういったところに、非常に人件費等、資機材費がかかってくるので、そこが1億5,936万8,000円となっております。セレモニー費、こちらは出発式、それから到着式をそれぞれ2日間開催しますが、こちらが6,582万2,000円、共通費としまして、交通規制、広報、各市町における交通規制に関するいろんな周知を実施させていただくという内容でございます。こういった内容を含めまして、2,773万円を計上しています。一部、通過市町に費用負担を求めていることと、それから各市町でミニセレブレーション、各市町がそれぞれいろいろなイベントを開催いたしますが、こちらにつきましては、通過市町がそれぞれ負担するという内容になってございます。

それから、各都道府県に対しましては、東京都が事務局、会長であります宝くじの協議会から収益金の分配が予定されておりまして、これ

によりまして、本県への配分は約8,000万予定されておりますので、実質負担額は軽減される形になってございます。

それから、②、パラリンピック聖火フェスティバルでございます。2,320万円ということでございますが、その主な内容としましては、事前のパラリンピック聖火フェスティバル、8月の開催に当たりましての事前の準備費ですとか、採火式・出立式の実施費になってございます。

以上の債務負担行為によりまして、聖火リレー、パラリンピックの聖火フェスティバルを開催したいと思っております。

本事業実施の意義を、5ページに書かせていただいておりますけれども、これらを確実かつ安全に実施することをまず目指したいと考えておりますし、それから関連事業を含めまして、宮崎らしさ、名勝、伝統、文化などを演出して、県全体の一体感を醸成していこうと考えてございます。いずれにしましても、こういったイベントを成功させていくために、こういった予算を計上させていただいています。

なお、参考としまして、それぞれのスケジュールを表に整理したものを5ページに掲載しております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 質疑にはならないかもしれませんが、この聖火リレーをしっかりと成功させることは大事なことだと思いますけれども、余りにもお金がかかり過ぎるなど、事前に説明いただいたときにびっくりしたんですよね。聖火リレーに2億1,000万円、説明があったとおり。テロを警戒しての警備で、何メートルおきに警備員を

置きなさいというのがあって、それにお金がかかるんだということで、それでも宮崎県はまだ少ないほうだよというお話を伺ったんですが、けさのニュースでも国の支出金が1兆円を超えたということで、何か当初の4倍とか何とかいうふうなことですよね。だからお金がかかり過ぎるオリンピックはいかがなものかということで、各都道府県でいろんな意見というのが私はあるんじゃないかなと思うんです。だから、どこかでやっぱりこれは言うべきじゃないかなということが一つと、冬季も聖火リレーはあるんでしたっけ。これも札幌市か何かの手を挙げていましたよね。だからこれもまた一つの教訓になるんじゃないかなと思って、ちょっとそこら辺のところを伺っておこうと思いますが。

○小倉総合政策課長 おっしゃるとおり、確かにコストとしては2日間でこの大きな金額、2億円近い金額がかかるところでございます。やはり一番かかるコストとしましては、おっしゃったとおり、テロですとか、過去のオリンピックの聖火リレーにおきまして、ランナーに対する妨害行為、物を投げつけたり、乱入したり、そういうのがあります。今回、47都道府県でそれを実施して、やはりどこにも穴がないようにということで、警察庁ですとか、もちろん県警も含めましてしっかり警備態勢を敷いて、また交通規制の態勢も敷くということで、大体全体の距離が35キロぐらいになると思います。そこを全てカバーしてフォローしなければいけないところに、やはり相当な金額がかさんでくるところでございます。我々としても、中央というか、組織委員会に対して、お金がかかり過ぎるのではないかということは常々申しているところではありますけれども、やはり全国知事会等において、各県でやってほしいという我々県として

の要望も言ってきたところではありますので、そこは各地域の実情に応じながらリレーを実施していくことが一つの前提になっておりまして、そこは声を出していく必要はあるかと思えますけれど、一つの答えとして今回宝くじというものが一つ、各県の軽減、都道府県でしっかり責任を持ってリレー事業を実施してほしいという、ある意味、対価として支払われるというような状況になってございます。

それから、冬季の聖火リレーに関しましては、冬季五輪の長野オリンピックでも一応聖火リレーは実施されているところでございます。そこでどうするかというのは、今この段階ではわかりません。先のお話で、まだ開催も決まっていないところかなと思いますので、ちょっとそこはまた今後の検討になるかなと思います。

○高橋委員 今回しっかりやってほしいのはもちろんですから、この補正は大事だと思いますよ。パラリンピックは何でこんなにゼロがないのかなと、ここは集火するだけの取り組みらしいですもんね。私はこれでいいのではないかなと思う。非難を受けるかもしれませんが、私はこういう方式で次回はやってほしいなと思います。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○小倉総合政策課長 それでは、その他報告事項の1つ目につきまして御説明いたします。

資料の6ページをお開きください。

県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針の平成30年度、昨年度の実績等について御説明させていただきます。

こちらの実施方針は、平成26年に策定してご

ございます。毎年度、このタイミングで、この実施方針に基づく実施状況を説明させていただいているものでございます。

1の概要でございますが、調査内容でございます。全部局のデータ、対象としましては、基本的に県庁分のみのデータになってございますが、公共工事、情報システム、物品等調達、その他、例えば委託とかリースとかいった4分野に関しまして、県内発注率を金額ベースと件数ベースで整理させていただいているものでございます。昨年度の結果の概要でございますが、

(2)にございますとおり、件数、金額ともに昨年度の値からは、そこまで大きな値の変動はなかったということございまして、支店等を含む場合に限りまして、情報システム調達関係で少し大きな発注等がございました関係で県外が高い値となっておりますけれども、その他はほぼ同水準でございます。

詳細でございますが、まず6ページの下の方公共工事関係でございます。4つの建設工事と関連の業務委託、下請の活用、資材の調達という部分に関しまして、それぞれ県内企業に向けた発注率の割合と、支店等というのは、県外企業で県内に支店等がある企業を含めた形でございます。こちらを整理させていただいておりますが、基本的に建設工事と資材の調達に関しましては、大体例年9割を超えている状況でございます。業務委託と下請に関しましては、大体8割弱の水準になっている状況で、ほぼ例年と同水準、もしくはそれよりちょっとずつふえてきている状況になってございます。これに関しまして主な取り組みとしましては、総合評価落札方式の評価項目で地産地消への取り組みを設定しております。それから設定段階において地産地消を推進ということで、例えば特記仕様書に

地産地消に資する工法検討ですとか、県産品を使用した設計を原則とするという旨の記載をして、なるべく地産地消を推進しようという状況になってございます。

7ページは、情報システム調達関係でございます。これは、PC、ソフトウェアの調達ですとか運用・保守などでございますが、やはり県内企業の発注率が少なくなっている状況です。昨年でいいますと12.6%でございます。都道府県独自のシステムであったり、納品、規模、専門性から、やはり県外の大手がとる割合が高い状況になってございます。

それから(3)、物品等の調達、例えば印刷ですとか備品の購入などですが、こちらも県内企業発注はそこまで大きくない。ここは、下に米印が書いておりますが、金額ベースでいいますと8割は病院局が占めております。やはり県内企業の取り扱いのない医療機器、医薬品等が多いということで、支店等を含めるとほぼ100%になってございますので、やはり県内企業、純粋に県内に本店支店を置く企業での受注が少ないという状況になってございます。

それから最後、その他の分野でございますが、業務委託に関しましては、県内発注率、県内企業77.2%、リース等に関しまして、こちらも県外企業の割合が大きくなってございまして、半分を切っている状況です。

今後の取り組みでございますが、今後、各部局といろいろ連携しながら、また関係団体、それから各種経済団体等にも協力を要請しながら、引き続き地産地消の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

総合政策課の説明は以上でございます。

○大東総合交通課長 それでは、総合交通課から、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定

に係る素案の策定について御説明いたします。

委員会資料の20ページをごらんください。

まず、1の改定の趣旨でございます。

この戦略は、アクションプランに定められました交通及び物流に関する施策を効果的に展開していくために、具体的な取り組みを体系的に示すものとして策定しております。今般のアクションプランの策定を受けまして、本戦略についても改定を行うものでございます。

2の改定のポイントでございます。

今回の改定に当たりましては、より優先的に取り組む課題に対する重点的な取り組みを定めることとしております。交通におきましては、人口減少により、地域公共交通の維持が困難化していること、また、物流におきましては、人手不足により県産品の長距離輸送が困難化していること、これを優先課題と捉えまして、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。これらの課題への取り組みを戦略の中心に据えた上で、技術革新などへの的確な対応が必要であることを踏まえまして、目指す目標を、人口減少や技術革新等に的確に対応する持続的な交通・物流ネットワークの形成というふうに設定しております。

交通における重点的な取り組みといたしましては、(1)にありますとおり、バス運行情報の見える化などによる利便性の向上、新モビリティサービスの導入促進などによりまして、持続可能で地域の実情に応じた交通網の構築を目指す。

また、運転免許返納者の移動手段の確保といったものに向けた取り組みなどによりまして、安心して移動できる地域交通網の構築を目指すことにしております。

次に、物流における重点的な取り組みといたしましては、(2)にありますとおり、パレット

の活用などによりまして省力化を図る、あるいは長距離フェリー航路の維持・充実、モーダルシフトの推進などによりまして安定的な長距離輸送体制の構築を目指す。また、本県発着の貨物量のバランスを是正いたしまして物流効率化を図るために、大都市圏からの直送化など、下り荷の確保に向けた取り組みを推進することにしております。

次に(3)でございますけれども、右のページ、概要図にありますとおり、この戦略は交通編と物流編に大別してございまして、本県の交通・物流を取り巻く環境を踏まえながら、交通・物流それぞれの現状と課題を抽出した上で目標を設定し、この目標に至るそれぞれの取り組みを体系的に整理して、関係部局が連携しながら施策を展開していくこととしております。

3の戦略期間でございますけれども、令和2年度から令和5年度までの4年間としております。

4の改定のスケジュールでございますけれども、本委員会で素案をお示しして以降、今月中に関係機関、市町村からの意見聴取、パブリックコメントを実施いたします。こうした意見集約の結果を踏まえまして、成案を策定して、2月に行います宮崎県交通・物流対策推進本部会議で審議の上決定したいと考えております。

成案が決定いたしましたら、3月開催の本委員会で、この成案について御説明したいと考えております。

このほか、別冊といたしまして、素案本文を資料としてお配りしておりますので、またごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○日高中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

委員会資料の22ページをお願いいたします。

移住支援金事業の実施状況について御説明いたします。

移住支援金につきましては、本年6月の補正予算で措置させていただいたものでございますけれども、右側の23ページ下のほうに、(参考)として事業概要にありますとおり、要件に該当します移住世帯には100万円、単身者には60万円を支給するもので、①の地方創生推進交付金の対象となる東京圏からの企業就職等の移住者に加えまして、②の県独自の取り組みによりまして、支給対象者を拡大しているものでございます。

22ページにお戻りいただきまして、1の支援金の仕組みは、ごらんとおり、(1)の国の交付金対象分につきましては、国・県・市町村の負担により全市町村で、(2)の県独自支援分につきましては、県・市町村の負担で23市町村において実施することとしております。

2の本県の取り組み等についてですが、7月に事業を開始しまして、8月に新聞広告掲載や相談会の実施、9月にコーディネーター、10月に大阪・福岡事務所に相談員を配置、10月から11月にかけて雇用労働政策課が企業コーディネーターを配置するなど、相談・PR体制の整備に取り組んできたところでございます。

(2)の申請状況でございますけれども、7月22日以降に本県に転入された方が対象となりまして、転入して3カ月経過後から申請ができることになっておりますので、一番早い方で10月22日以降に申請可能となっているところですが、一を経過後の現時点で申請はない状況でございます。

また、今後申請が予定されます支援金対象となる企業への就業マッチング件数は、現段階で

は、東京圏からの移住者は0件、東京圏以外の全国からの移住者が5件となっております。

なお、参考としまして、括弧に記載しておりますけれども、県のマッチングサイトに支援金対象として掲載している対象求人は、152社、284件、586人分でございます。

また、記載しておりませんが、企業への就職ではない農林水産業等の自営での支援金対象者は、現時点では報告を受けていないところでございます。

3の他県の状況についてでございますが、全国で支援金事業を実施している42道府県、このうち27道府県は今年度当初より実施をしているところですが、申請件数は合計で16件にとどまっているということでございます。

次に4の課題でございます。

(1)の広報・受け入れ体制でありますけれども、年度途中からの事業開始ということもございまして、実施体制が十分に整っておりませんので、市町村と連携したPRとか対象企業の登録がまだ十分にできていないと考えております。

特に、支援金の申請給付の窓口となります市町村におきましては、実施要領等の整備などの準備に時間を要しておりまして、1の資料、一番上の1の移住支援金の仕組みの右側に米印で記載しておりますけれども、現時点で事業を開始しておりますのは、交付金対象部分が10市町村、県独自支援分が9市町村になってございます。

また、(2)制度設計でございますけれども、基本的な申請要件につきましては、県独自分についても国の要件に準じて実施しておりますけれども、相談、問い合わせの段階で要件に該当する方が少ないという状況が見られます。まず、東京23区に5年以上お住まいの方からの問い合

わせ・相談はかなり少ない状況でございまして、また、それ以外の方につきましては、例に記載しておりますけれども、「転入3カ月前の時点で、連続して5年間、雇用保険の被保険者として勤務していたこと」という要件に合致しない方が多いようでございます。

23ページ、5の今後の対応でございますが、(1)の広報・受け入れ体制の強化にありますように、まずは事業を実施、推進する体制を整えますとともに、市町村と連携した相談会やセミナーの実施やターゲットを絞った広報の展開、ユーチューバーを活用した動画作成や企業コーディネーターによる対象企業の掘り起こし等を行うこととしております。

また、(2)の制度の再検討にありますように、全国的に申請が低迷している状況にありますため、内閣府において次年度に向けて交付金制度要件の緩和を検討していると伺っております。県としましても、年内の申請状況や国の検討状況を見ながら、県独自支援分も含めて、地域の人材確保や本県出身者、農林漁業の就業希望者の移住の後押しとなるよう、制度の再検討を行ってまいりたいと考えております。

また、あわせて関係部署と連携しながら、移住・定住しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○米良産業政策課長 常任委員会資料の24ページをお開きください。

みやざきフードビジネス振興構想の改定に係る素案の改定について御説明いたします。

まず、改定の趣旨でございます。

本県のフードビジネスの推進につきましては、平成25年3月に構想を策定し、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域活性化を目指

して、庁内はもとより、官民挙げて、さまざまな取り組みを進めたところでもあります。

本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、技術革新など、情勢の大きな変化を踏まえまして、本県のフードビジネスの一層の成長を図るため、今般、1年前倒しで改定を行うものであります。

次に、2の改定のポイントであります。右側の25ページに改定案の概要を整理しておりますので、こちらをごらんください。

まず、2段目の左側、フードビジネスを取り巻く環境の変化につきましては、先ほど改定の趣旨で申し上げたところでございます。その右側、本県フードビジネスの課題といたしまして、素材供給型の産業構造になっていることや、労働生産性が低いこと、また人口減少の中で働き手が不足してきていることなどが挙げられるかと存じます。

次の段になりますが、このような環境の変化や課題等を踏まえまして、本県が今後取り組むべき事項として、5項目に整理しております。

まず、産地加工の推進や選ばれる商品づくりであります。本県産の農林水産物を県内で加工することや、安全・安心、健康志向など、マーケットニーズに対応した商品づくりを図る必要があります。

次に、国内外への積極的な販売展開では、人口減少に伴い国内の食市場が縮小する中、ブランド力を向上することなどにより、国内・国外への一層の販売展開を図る必要があります。

次に、観光資源としての活用ですが、情報発信を強化することなどにより、宮崎の食のファンをふやす取り組みや観光資源として幅広い活用を推進していく必要があります。

次の生産性向上では、働き手の減少への対応

や生産者あるいは事業者等の所得向上につながるため、生産性の向上に取り組んでいく必要があります。

最後の5番目は、事業推進には欠かせない人材の確保・育成と地域と一体となった企業等の参入促進としたところであります。

以上のような、本県フードビジネスが抱える課題や取り組むべき事項を踏まえ、今後取り組む方向性といたしまして、高付加価値化の推進、宮崎の食の魅力発信と販路拡大、生産性向上と良質な雇用の創出の3つの視点を掲げました。

まず、視点1の高付加価値化の推進では、県内加工を進めることなどにより、素材供給型となっております本県のフードビジネスの構造をより付加価値の高いものへと誘導していくとともに、先ほども申しあげました選ばれる産地・商品づくり、さらには相談窓口の機能強化や専門家派遣等による企業の育成などに取り組みます。

次に、視点2の宮崎の食の魅力発信と販路拡大では、生産者所得の向上に向けた安定的な取引づくりや多様な販売チャンネルの拡大、あるいは海外市場との商流拡大等による輸出体制の強化など、国内外への戦略的な販路拡大や、東京オリパラや国文祭・芸文祭など、大規模イベントの機会等を捉えた本県の食の魅力発信などに取り組みます。

最後に、視点3の生産性向上と良質な雇用の創出では、業務工程の検証や最適化、あるいは先端技術の活用等により、農林水産業や食品等製造業の生産性向上に取り組むとともに、ひなたMBAなど人材育成講座の充実、働きやすい環境づくりや就業支援等を通じた人材の確保・育成、さらには地域と調和した企業の農業への参入支援などに取り組みます。

もう一度左側、24ページにお戻りをいただきまして、下のほうの2の(3)になりますが、成果指標といたしまして、食品関連産業生産額を1兆6,000億円とすることとしております。直近で平成28年の実績値が1兆4,734億円となっておりますので、これを1,200億円程度引き上げることを目標とするものであります。

構想の期間は、令和2年度から4年度まで。

今後、さらに関係各所からの御意見も伺いながら、2月ごろには産学金労官で構成いたします宮崎県産業連携推進会議にて御議論いただき、3月の当常任委員会に御報告させていただく予定としております。

なお、本日、別冊といたしまして、素案の本体を配付させていただいておりますので、またごらんいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 常任委員会資料の26ページをごらんください。

国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に係る経費について御説明いたします。

令和8年に本県で開催いたします国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会に係る経費について、先催県の実績等により試算いたしました結果から、現時点で見込まれる事業費について御報告させていただきます。

まず、国民スポーツ大会についてでございます。

大会運営に要する経費につきましては、1の表にお示しいたしましたとおり、総合開会式、閉会式、大会全体の運営、市町村への競技会運営の支援、各競技団体が行う競技役員養成への補助など、約70億から約90億円を見込んでいるところでございます。

次に、大会競技会場の整備についてござい

ます。

県が新たに整備いたします施設である陸上競技場、体育館、プールの主要3施設の建設につきましては、①のとおり、それぞれ平成30年度に策定いたしました基本計画における建設自体に係る経費の概算で、陸上競技場が約200億円、体育館が約85億円、プールにつきましては、全て屋内の場合で約98億円を見込んでおります。

また、②のとおり、それぞれの施設に係る測量や地質調査などの各種調査、基本設計や実施設計に係る費用として約25億円を、また③のとおり、それぞれの施設における競技用の備品購入費用といたしまして、約15億円を見込んでおります。

以上から、主要3施設の整備に係る費用といたしまして、総額で約423億円を見込んでおります。

27ページをごらんください。

競技会場として選定された既存の施設につきましては、今後、必要に応じて改修等を行っていくこととなります。

まず、このうち、①のとおり、県有施設で現時点で会場として選定している県総合運動公園につきましては、庭球場のコート面、自転車競技場の路面、ラグビー場と第3競技場の得点掲示板など、現時点において想定される改修費用を約10億円から15億円と見込んでおります。

次に、②の既存の市町村施設についてでございますが、先催県におきましては、大会運営上支障がある場合などの改修等につきまして、県が一定の支援を行っているところでございまして、表下の米印にございます、県内に常設の競技施設がないことから仮設で整備を行うこととなります、いわゆる特殊競技施設を含んでの経費を約20億円と見込んでおります。

なお、この既存の県有施設、市町村施設の改修等につきましては、来年度、令和2年度に実施されます、中央競技団体の正規視察の結果等も踏まえての対応となるものと考えております。

次に、3の競技力向上に要する経費でございます。

これは、県教育委員会が所管して取り組んでいるものでございます。7年後の国民スポーツ大会での天皇杯獲得を目指して、選手の発掘・育成・強化、指導者の確保・資質向上などに約40億円から55億円、また、練習施設等が十分でない競技の練習用施設等の整備に約46億円から55億円を見込んでおり、今後の競技力向上に必要な経費として、合計で最大約110億円を見込んでおります。

以上申し上げました国民スポーツ大会に関する大会運営、施設整備、競技力向上に要する経費を合計いたしますと、最大で約658億円と見込んでございます。

次に、全国障害者スポーツ大会についてでございます。

全国障害者スポーツ大会につきましては、福祉保健部が所管して取り組んでいるものでございます。

全国障害者スポーツ大会は、国民スポーツ大会の終了後に3日間の会期で実施されます。その大会運営に要する経費といたしまして、開会式・閉会式、大会全体の運営、競技役員や手話通訳、選手団のサポート等のボランティアの養成などに約20億円から30億円を見込んでおります。

なお、障がい者スポーツに係る競技力向上に要する経費につきましては、福祉保健部において、先催県の状況等につきまして把握している状態にありますが、選手の競技力や団体競技の

整備状況など、各県の状況により取り組み内容が大きく異なっているということで、今後、福祉保健部が本県に即した取り組みについてしっかりと検討した上で、必要な経費を積算することとしております。

最後に、財源の確保については、国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けまして、以上御説明いたしましたとおり、相当の経費を要することとなりますことから、大会運営の簡素化・効率化等に努めますとともに、できる限り経費を抑える、また国の補助金や交付金、県債のほか、募金・協賛金、企業版のふるさと納税などの方策も積極的に活用しながら、必要な財源を確保する必要があると考えております。

なお、本日、資料3といたしまして、別冊資料をお配りしております。これは、前回の常任委員会でお配りいたしました別冊資料に、今回の報告に関するものを含めて追加したものでございます。別冊資料の3ページから4ページが、本日の常任委員会資料を再掲をいたしております。

それから、7ページから8ページ、これは国民スポーツ大会の競技会場の選定状況でございますが、11月に県準備委員会の専門委員会承認されました第5次の選定案を追加したものでございます。第5次選定案を含めまして、現時点で全体の約7割が選定済みということになります。

また、資料の25ページから最後の28ページまでにつきましては、競技力向上に向けた対策について、県教育委員会で取りまとめたものでございます。選手の発掘・育成や指導体制の充実の具体的取り組み、それから28ページに環境条件の整備といたしまして、最後の項目にござい

ますとおり、練習環境として整備されていない、または老朽化等課題のある施設の計画的な整備に努めることとしております。

国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催に向けましては、今後さまざまな準備をさらに行っていく必要がございます。県議会を初め、全県的な御支援、御協力、御理解をいただきながら着実に進めてまいりたいと存じております。

国民スポーツ大会準備課の説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について質疑はございませんか。

○武田委員 県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実績ですが、説明にあったとおり、情報システムとか物品調達、その他の分野、内容は大体理解はできたんですが、情報システム調達の県内企業が、29年度が15.4%から12.6%へ下がって、物品調達も21.2%から17.5%に下がって、その他の分野のリース等も51.4%から48.5%に下がっているんですが、これは県内にそれをしっかりとできる企業が少なく、年々下がっていているんでしょうか。

○小倉総合政策課長 まず情報システムの関係でございますけれども、実は、29年度の県内企業の割合が一時的に高かったところではあるんですが、我々が調べている限りですと、例年としましては、大体12%から13%という割合になってございまして、参考値に書いておりますとおり、15.4%が若干高かった数字なのかなと考えております。

今、御指摘のあったリース部分につきまして、割合的に金額ベースではふえてございます。昨年度が48.5%でございますけれども

も、我々が全部局調べている限りの最新の数字ですと、27年度で39.4%でございますので、それに比べますと徐々にふえてきている状況でございます。ただ、とは言いながらも平均でございますとおおむねこのあたりの数字になるのかなと思っております。

○武田委員 29年度との比較なのでこういう形になっているけれど、全体的にはおおむね同じような数値で動いているということでしょうか。

○小倉総合政策課長 おっしゃるとおり、情報システムもそうですし、物品調達につきましても、大体今基本的には……。例えば情報システムに関しては、申し上げましたとおり、大体十二、三%で基本的には同じぐらいの割合、物品調達に関しましても、29年度の21%がおおむねの平均でございますが、17%と若干落ちていますけれども、これは県外企業への少し高額な発注とかがたまたまあったところが大きかったりはします。年度によって少しそういった部分が出てきたりはしますけれども、おおむねで言いますと、ここで大きな何か変化があつてということではなく、年度によって高額発注があつたりなかったりということが大きく影響しているところかなと考えています。

○武田委員 わかりました。この3分野で上げていこうとか、県内企業さんたちと県内企業のどういう部分が弱くて、そこをこういうふうクリアしていければ県内企業にもう少し発注量がふえてくるというのは、どういうふうにはやっていますか。

○小倉総合政策課長 物品調達で、特に病院局の医療機器、医薬品などが、金額ベースで相当なウェートを占めているところがございます。そういうメディカルな産業が県内にもふえてき

ているということで、そういった産業を中心に育成していくことがまず第一なんだろうと思います。そこは商工観光労働部とよく連携して、県内に調達できるような企業を育成、もちろん今後成長していく期待企業などを育成していくところがまず一つではあると思いますし、そこは一般競争という中でやられている部分が多いのかもしれませんが、県内企業にもしっかりとアピールしていただけるような技術を身につけていただく、そういったところもしっかり商工観光労働部と連携しながらサポートなりを、していくところもあるかなと思います。

情報システムに関しましても、都道府県のシステムは独特なところがあつて、そこを県内の企業で請け負えるところがあるかというところはあるんですが、そこもある程度県外企業のノウハウを身につけながら、しっかりその技術を身につけていくように、産業政策の中での支援なりが今後連携しながら必要になってくるかなと思います。

○武田委員 ありがとうございます。しっかりと県内企業育成にも力を入れていただきたい。もちろん医療分野はなかなか難しいとは思いますが、情報システムとか、リース等もなかなか難しいかもしれませんが、少しでも上げていくように努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○丸山委員 20ページの宮崎県交通・物流ネットワーク戦略ですが、この時期に上げてきた理由は、午後以降になると思っておりますが、宮崎カーフェリーの問題を含めてこの戦略を立てていくということなのか、リンクしているのかをまず教えていただけますか。

○大東総合交通課長 もちろんそういった広域的な物流ネットワークの構築という意味では、

長距離フェリー航路といったものが非常に大きな役割を、今までも担ってきておりますし、これからも担っていくという考え方でこの戦略は立てているところでございますが、今回はリプレースがあるがゆえに改定を行っているというわけではございません。これは今まで策定して、計画的に推進してきたものでございますので、その計画の改定時期に当たるということで今回改定作業をやっております。とはいえ、その中でも優先課題としましては、地域交通といったテーマ、あるいは広域物流といったテーマが、現在の交通・物流の本県を取り巻く環境の中では、やはり最大の喫緊の課題ということで、こういう整理をしているところでございます。

○丸山委員 細かくはまだ見ていないんですけども、このリプレース等含めて、方向性はこういうふうになっていくというのができているというふうに認識しているんですが、この戦略の期間が令和5年度までと書いてあります。令和5年度までは多分ちゃんと担保できるのかなと思ってるんですが、それ以降、20年間というのは、かなり長いですから、県の施策としては、令和5年まではちゃんと担保できるけれど、それ以降は余り担保できないという感じがいいのか。どう認識すればよろしいのか、教えていただけたら。

○大東総合交通課長 この戦略自体は4年というタームでどうしても策定をし、かつ取り組んでいくものでございますので、こういう作りにはなっているんですけれども、4年後の状況を見たときに地域交通の問題でありますとか、広域物流の問題でありますとか、そういった課題がクリアになっているかといいますと、恐らく多分なっていないだろうというふうには考えられます。したがって、4年後におきま

しても、やはり課題として認識した上で、施策を打っていくという形の整理をしていくことになろうかと考えます。

○丸山委員 午後から詳しくやっていこうと思いますが、いずれにしても我々が心配していますのは、人口減少がかなり響いてくる、交通にも物流に関しても。そのデータをしっかり捉えていかないと、間違ってしまうと、10年後、20年後に非常に大きなしっぺ返しが来るかもしれないと思っているものですから、人口減少を本当に真剣に捉えていただかないといけない。宮崎だけでなく、日本全体も人口が減少していきますので、どういうふうにかかわっていくのかを含めてやっていきたいと思っておりますし、人口減少に関する数値が二つ、三つあったと思うんですが、今宮崎県が想定するより、もっと人口減少が進んでいるようなイメージを持っています。それをさせないためにはどうすればいいのか。県としても取り組んでいるけれど、実際は県が想定したよりもどうなのかということ。地方創生ということで人口ビジョンをつくったんですが、予定よりも悪くなっているはずなんですよね。その辺の誤差が、どう影響していくのかも踏まえて、今後説明していただくとありがたいと思っております。この辺が本当に正しいデータなのか、人口ビジョンをしっかり——今県が考えていたのが実際こうなっていますから、これがこうならないためにもこうしたいんですけども、実際はこうなっていません。本当はこういう危ないデータもありますというのもデータの的には教えていただくとありがたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

○武田委員 移住者支援金事業の実施状況について、何回かお話もさせていただいたんですけども、期間が短かったことがあるとは思

ですが、県内で国の交付金の分が10市町村、県単独の分が9市町村ですけれども、これは12月の各市町村の議会である程度出そろおうと思ってよろしいのでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 実施予定の市町村につきましては、基本、要項等の作成には入っていて、それがまだでき上がっていないとか、財政課と関係課との協議がまだ終わっていないところもございます。ただ私どもとしては、基本的に今年度は年度途中からのスタートだったので難しい面がございますけれども、次年度に向けましては、そこは基本的にもう終わっていないと、PR等も含めましてこの事業の推進ができませんので、引き続き市町村に対して準備を急ぐようお願いしたいとは思っております。

○武田委員 結局12月の議会に、ここに入っていない市町村が出しているかどうかという状況までは、まだわかっていないということですか。

○日高中山間・地域政策課長 予算面では一応やるということで承認は得ているとの報告は何っております。あとは内部的な事務手続の要領を定めるとか、そういった部分がまだ整っていないというふうな報告を受けております。

○武田委員 僕も聞いたときに、Uターン、Iターンを含めて、本当にこの事業は、いい事業だなと、迷っている人を後押ししてくれるような事業なので、ぜひしっかりと進めていただきたい。各市町村と本当に密に連絡をとっていただいて、早急にその施策を打ち出して、全国からIターン、Uターンの方が宮崎に来てくれるようによろしく願いしておきます。

○丸山委員 国が要件緩和を検討しているということなんですけれども、具体的にはどういう形を考えているのか、情報が入っていれば教えていただきたい。

○日高中山間・地域政策課長 先ほど説明しましたように、全国の実施状況があまり芳しくないということで、内閣府が全国にアンケートで、どういうところが各県困っているのかを聞いている中で、やはり一つは、本県は東京圏以外も独自でやっておりますが、ほかの県は一応東京圏をメインにやっておりますので、その拡大というのはできないのかといった問題。それから地方の中小企業等に就職を促進するという名目で国はやっておりますが、そこで除外されている大企業、資本金が10億円以上の企業ですとか、そこが出資しているようなみなし大企業といったところが基本的に含まれない。あと東京に本社があって、支店が各地にある、営業所とかいったものがあるところも基本は含まれないことになっております。私どももそうですが、基本、宮崎県内での限定採用とかいったものを企業さんでは取り組まれていたりするので、そういったところについては、何とか緩和してもいいのではないかと我々も要望としては上げてございます。あとは、先ほど説明しました雇用保険として、きちんとした職場に5年以上勤めている方は、なかなか移住というか、新しく職を求めるところでは数的にそう多くはないのではないかと、かえって非正規雇用ですとか不安定な方のほうが、移住してでも職を求めようという方がいらっしゃるというのも実感としてありますので、その辺について、全国の声として上がっているということで、内閣府もまだ検討しているということでございます。

○丸山委員 市町村がやっぱり心配しているのは、実際にこれまでの実態として、二、三年は農業に憧れて帰ってくるけれども、いつの間にかいなくなる。そうになると、これは要件で最低5年とかしっかりここに住んでいただかないと

ということで、もしいなくなったときの回収とか、その辺も非常に心配しているんじゃないかと思っておりますが、その辺の実態を市町村と今後どうやっていくか、対策は、何かあるんでしょうか。

○日高山間・地域政策課長 今委員がおっしゃった点につきましては、市町村からも一番最初に懸念しているということで議論しております。基本的には、そういった方を生じさせないように事前にそういった方のフォローをきちっとやっていくことが一番だと。支援金を活用して就職された方、農業を始められた方につきましても、基本、本人が望むような形で就業なりが続けていけるよう、企業側、もしくは農業の支援機関とかいったところの指導とかを細かにやっていくことが必要でございまして、万が一もう無理ということが出てきた場合に、スムーズに本人の意向がかなえられるためのコーディネーターを私どものほうで1人雇っております、その方が各市町村と連携して、うまくその人と相談して、返還というようなことに至らないような状況に持っていきたいということで準備しているところでございます。

○丸山委員 我々もこれは非常に期待していた事業なんです、実際ゼロということですから、非常に残念だと思っております。決算的に2月とかで、恐らくかなりの減額補正予算になってしまふだろうと思うと非常に残念でありますので、令和2年度以降はしっかりと市町村と連携しながら。また、誘致企業とかを含めてマッチング企業がもっと多くなると、受け入れ先が多くなると多分だめだと思っております。先ほど課長からも要件緩和とかいろいろありましたが、要件緩和に関しては、宮崎県独自では多分できるんじゃないかと思っておりますので、

宮崎県としては、大企業でも県内に地域枠として就職をされる方はいいですよと、早目早目に緩和していく方向も含めてしっかりと対応していただくことをお願いしたいと思っております。

○日高山間・地域政策課長 要件の緩和につきましては、国が今月の半ば以降、次年度の交付金の募集をする際に新たなものを示すと言っておりますので、それを見た上で、それに加えたい部分につきましては十分検討いたしまして、次年度以降に反映させていきたいと考えております。

○高橋委員 これは申請して何日以内に移住しなさいという、そんな要件、細かな取り決めとかはあるんですか。

○日高山間・地域政策課長 基本的には移住してきて、就業して3カ月たった以後に申請ということになっておりますので、「移住が先行するわけか」と呼ぶ者あり）基本的には移住が先になります。

○高橋委員 だったら、やっぱり年度途中の事業じゃないですか。例えば仕事の関係だったり、子供さんがいたら4月という起点があるので、やっぱり事業のスタートに問題があったのではないかなという気もして。だから来年度の事業で芽を出すのかなと今思ったところなんですよ。

それと要件緩和、あんまり下げてもいろんな、なかなか言いにくいことだけれど、非正規雇用の方が結構多いみたいですよ。いろいろ事情があってこちらに来る人もいらっしゃるようで、そこは慎重になるべきかなと思いつつも、ある一定程度の要件の緩和はされてもいいんじゃないかなと思いますので、来年度に期待したいと思います。

○日高山間・地域政策課長 おっしゃるとおり、補正予算で始めた関係もございまして、年

度途中ということでございますので、3月・4月等を経た上でその状況がどういうふうな状況だったかを見ないとわからない部分もあると思いますので、基本的にはそこも含めて、一遍に制度を変えてしまうのか、まず今変えられる分だけとりあえず変えるのか、そういったものを含めて検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員 よろしく申し上げます。

○来住委員 国民スポーツ大会に関連して実に素朴な質問なんです、総額で最高約658億円ですか、相当の予算をつぎ込むわけですけど、その中でいわゆる天皇杯を目指す。そのために、特に競技力の向上に要する費用が最高で約110億円ということになるんですね。天皇杯を目指すことを決して否定はしないんですけど、率直に言って僕は大きな県が強いと思います。東京都だとか、スポーツの人口が非常に多い、さらには一定の大企業やスポーツクラブを持っている企業などが多い、そういうところが上位に行くのはもう当然のことだと思います。それで僕が思うのは、実際に天皇杯を目指すこと自体はいいんですけど、本当にそれをとろうということになったら、相当な金をつぎ込んで、県外の優秀な方々に来ていただくことが、かなり大きなウェートを占めることにはなると思うんです。僕は、それはスポーツとしてはどうなのかと思います。だから実際にスポーツ大会を準備する、またこの大会を通じて宮崎県内におけるスポーツの裾野を広げていくことが中心であって、実際に、大会が終わったら順位がまたぐっと下がって、40位ぐらいまでまた行ってしまおうと。まさに一過性みたいなものになる。それはどうなんだろうかと思うんですけど、そういう点での——天皇杯を目指したらまずいとか目指す必要がないとかそんなことは一切思

わないんですけど、そこはもう少し明確にされたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。ですから大会が終わっても引き続きそういうスポーツの方々がふえていく、競技力も技術もどんどん前進していくようにするためにはどうするかが中心じゃないのかなというふうにも思うんです。だからスポーツ大会で一定の選手だとかコーチだとかを招聘して、そして宮崎県の競技力を上げる、それはそれで非常に重要な内容を持つと思うんですけど、もっと全体としては、長い目を見たときにどうなのかという、その辺の一定の方針というものを持ったほうが——もう持たれていると思うんですけど、やっぱりしておかないとどうなんでしょうか。そこは実に素朴な思いなんです、その辺をどのように理解すればいいんでしょうかね。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 競技力向上の対策につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県教育委員会が中心になって、スポーツ振興課が所管で進めているところではございます。2巡目のいわゆる次の国スポに向けて、天皇杯獲得を目指して進んでいきたいということなんですけれども、競技力向上については、これまでもずっと継続して行っている状況にございます。特に7年後に向けてというところでは、いわゆる少年の部分の強化をすとか、あと青年部分でいいますと、ふるさと選手という制度がございます。これは中学校・高校を宮崎県内で卒業した選手で卒業後他県に住まれている選手が、ふるさと選手として卒業した県から出場することができる、それから新たに企業の社員として、もしくは企業でスポーツをされている方も、所在地でするので出場することができるということで、そういった青年競技者への支援も今後幅広く取り組んでいきたいという構想

をしているということでございます。委員がおっしゃったとおり、天皇杯獲得というのは確かに大きな自治体が大変有利だというのはわかっておりますけれども、2巡目、今回47年ぶりの国民スポーツ大会開催ということもあり、その成功が今後の県のスポーツ振興、ひいては地域振興に結びついていけばいいなというところも踏まえながら、競技力の向上にも取り組んでいく必要があるんだろうとは思っております。済みません、ちょっとまとまっておりませんが、そういうふうには考えております。

○来住委員 私もまとまっていないんですが、競技力の向上については、県教委が進めていくわけですが、やっぱり国民スポーツ大会を目指してずっと競技力を強めたり、向上させたり、そういうことをずっと行っていく、それはそれで物すごく大事なことだと僕は思います。そういう意味で国民スポーツ大会を成功させていく。しかし、結局天皇杯を目指すことだけから出発させてしまうと、じゃあ、終わったら、競技力向上のための予算はぐっとまた減ってしまう、わかりやすく言えば大会が終わってしまうと、終わった翌年やその次の年からはどんどん減っていく。それはあんまり意味がないんじゃないかなって思うものですから聞いたところなんです。もっとそこ辺は、他県の力をかりても天皇杯を目指すというのは、スポーツとしてはあんまりよくないなと僕は正直言って思うものですから、意見を出したところです。

○丸山委員 施設整備のことについてだけお伺いしたいんですが、ここに陸上競技場、体育館、プールが出ておりますけれども、この200億円とか85億円、98億円というのは先催県の実績をもとにということなんです、ちょっと話が違いますけれども、以前病院局が建てかえるときに、

かなり50億円、60億円ぼんとふえて非常に混乱したときがあったものですから、平米単価からしたときに本当にこの金額で済むのか、これよりもふえることがあると思ったほうがいいのか。先催県をいろいろ見られていると思うんですが、防災拠点庁舎は、今回物価スライドでも6億円とか上がりますので、一個一個単位ではすごく上がるんじゃないかと。あとプラス10億円、20億円、ひよっとしたら必要じゃないかということが出てくるのか、これがもう固定されてしまっていていいのかをお伺いします。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 今回出しております経費につきましては、今委員がおっしゃいましたとおり、先催県、それから他県の例を引いての試算でございます。この3施設の部分について申し上げますと、それぞれの概算事業費は、基本計画の中で試算したものと同一形を現時点でお示しをしている状況でございます。物価スライド等、いわゆる資材、人件費等の今後の推移につきましては、非常に難しいところはあるかと思えます。その中ではございますが、この試算しております事業費を目標に、これを超えることがないように考えていく必要はあるのではないかと考えております。

○丸山委員 繰り返しますが、病院局のときに、一番最初はできますよと言ったのがぼんと上がったんですね。上がって、議会としても非常に混乱したと思っているものですから、本当にこれが信頼できる金額なのか。普通、平米単価でどうのこうのというのをすれば……。病院局の場合、それがぼんと上がって大変だった思いがあるものですから、この金額に関しても、先催県だけではなく、実際の単価を考えてしていないと、プラスアルファがあるよという思いがないとできないものなのか。これがマックスで、

これより大分安くなりますよだったら、我々も非常にうれしい話なんですけど、これが1.5倍とかにもなりますよとかになってしまうと、本当に財政が大丈夫なのかと。そこら辺が理解ができないことがあるものですから、その辺をもう少し早目早目に調査していただいて、これがふえるようであれば、もう少し早目に報告していただきたいし、できればこれよりも安くしていただくのが一番ありがたい話ですので、それもしっかりやっていただきたいと思っています。その辺の調査は、まだそれぞれの分野ごとに基本計画とかをやっている積み上げはまだまだという事なんですけど、本当に心配していますので、この辺は早目に情報収集なり提供をお願いしたいと思っています。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 ありがとうございます。

この3施設につきましては、プールはせんだって常任委員会でも御報告いたしましたとおり、PFI方式を検討していくことにしております。陸上競技場と体育館につきましては、現在基本設計を行っているところでございます。この中で、今の他県の例を引いた試算よりは若干精度の高い事業費が出てくることとなりますので、その状況等につきましては、今後御報告していきたいと思っています。

○丸山委員 もう1点。このつくった後の維持管理費を含めて、しっかり出していただかないと、今回、陸上競技場も山之口にできるんですけど、木花の運動公園も基本的に残ることになると思いますので、今、全体的な維持管理費が年間これだけかかっているけれども、7年後、国体が終わった後は、これだけ維持管理費もかかっていくんですという試算も出していただかないと、どうなのかということをお早目早目に情報提

供をお願いしたいと思っています。

○高橋委員 私、楽観視するわけじゃないけれど、人件費は下げたいじゃないかなと思うんですけどね。令和8年じゃないですか。1年前には最低限でき上がってないといけないらしいですけど、やっぱり発注のタイミングが大事だと思っています。私の勝手な考えだけれど、オリンピックが終わったら、資材費は、それなりに下がっていくのではないかなと思ったりして、そういうことを考えると、発注のタイミングをあんまり早くしないで、ぎりぎり1年前ぐらいにできるような計算でやってくださっていいのかなと思っています。これ意見ですからね。

○重松委員 この運営経費については、1年前のリハーサル大会の分も入っていらっしゃるのでしょうか。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 運営経費につきましては、リハーサル大会も含めて入っております。

○重松委員 わかりました。

○高橋委員 フードビジネス関係で、方向性はこのとおりでいいと思うんですけど、この中で大事なのは、視点の2の中の、やっぱり売れて何ぼだから、PR・宣伝ですよ。この委員会でもマンマルシェに行きましたよね。ゴボチが何で売れたかって空港に置いてもらった。これですごく名前が売れて、そして多分試食もさせたんでしょう。そこでしっかり定着して、値段高いのに売れているじゃないですか。だから、昔は飛行機で機内食というのがありました。これを大分県はただで提供していたらしいんですよ。県産品、お菓子とかですよ。だから、そこら辺をもし機内食とかで提供できるのであれば、そんなのも大いに活用したほうがいいと思っています。宣伝力はつけてほしいなど、ぜひお願

いしたいと思います。

○米良産業政策課長 今委員がおっしゃったとおり、フードビジネス、さまざまな取り組みを行っておりますけれども、最後の売り先をいかに確保していくかが非常に大事かと思っております。これまでも部内あるいは商工観光労働部とか農政水産部と連携して、さまざまに取り組んでおりました、今お話にありました機内食ですとキャビアが採用されたりですとか、いろいろお菓子が採用されたりとか、そんなこともPRの成果として上がっている部分もあるかとは思っております。これから私どもも、SNSの活用ですとか、イベント等の活用ですとか、幅広く取り組みを進めて情報発信にも努めていきたいと思っております。

○高橋委員 JR九州も新しい観光列車を走らせるじゃないですか。これ日豊本線もちゃんと回ってくるし、全九州だから、ここをしっかりと活用してほしいと思います。

もう一点だけ。最初の県内企業の優先発注の件でちょっと先ほど言い忘れたものですから。いわゆるこの物品調達とその他の分野の関係、これ額が大きいじゃないですか。例えば物品調達でいくと、この17.5%というのは121億7,000万円で17.5%でしょう。ということは、七、八百億円は外に金を出しているということですよ。その下も額が大きいから七、八十億円ぐらいは外に出ているということで、これは関東とかが中心なんだろうなと思ったときに、九州内で調達ができないか。例えば隣県、大分だったり熊本・鹿児島、どうせ金を外に出すのであれば、もし隣県に調達できるのであれば、そういったところを何か工夫してほしいなと思っています。みすみすお金を外に出すのであれば、県際収支。

○小倉総合政策課長 病院の物品調達の関係でいいますと、やはり病院の関係、医療機器、医薬品が多いという形になりますし、情報システムでいいますと、例えば警察の通信指令のシステムですとか、病院局の電子カルテのシステムですとか、やはり九州という地域要件を設ける理由になるかは、そういう技術を持っている、そういうずっと一気通貫で活用しないといけない。公共のシステムなんかでいいますと、なかなか大きくシステムを変えにくいところがありまして、随契に近い感覚になるのかなというふうなところも感じているところではあるんですが、いずれにしましても、例えばそこを分けて、分離分割で発注できるものなのかとか、例えば一斉のシステムであれば、なかなか東京や大阪に勝てないのかもしれませんが、それを一部県内ですとか九州内——ちょっと九州内という枠ができるかどうか、地域要件を設けられるかが、一般競争が多いものでは、なかなか難しいところはあるかもしれませんが、いずれにしろ、そういうシステムを全て一括で発注するのではなくて、幾つかこう、設備であれば設備、中核の部分については中央の部分から調達するとか、いろんなやり方は考えられるのかもしれませんが、ちょっとそこはまた物品管理調達課なり、病院局なり、関係する部局ともよく話し合っていかなければならない問題かなというふうには考えています。

○高橋委員 基本入札だから、より低価格にというのが皆さん方にあるわけで、全てとは言いませんから、可能であれば、そういったところを工夫していただきたいというのが思いであります。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 最後に、私から1点だけ。

先ほど来住委員からお話がありましたけれども、選手の育成というのは、やっぱり指導員の向上だと思うんですね。どこでも一緒やろうという話がありますけれど、例えばプロ野球でも同じコーチがいる中で、育成選手はほとんど日の目を見ないんですけれども、ソフトバンクホークスは、あのチームだけなぜかエース級だったり、そういう選手がどんどん出てくる中で、やっぱり指導力というのは大変重要だと思うんです。今情報社会でいろんなトップクラスの指導方法の情報がどんどん入る中で、そこをしっかりと見きわめて県が方向性を出すと、まだ7年ありますから、選手の競技力向上がどんどんできるんじゃないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

あと、施設に関しては、基本設計とPFIがこれから行われるということでございますけれど、丸山委員がおっしゃったように、情報提供をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、その他で何かございますでしょうか。

○来住委員 ちょっと私の認識が不足しているかもしれませんけれど、例の東京事務所の職員さんが国会議員のパーティーで受付をされたというのが問題になっておりました。それで、それについては、もう少し明確にされたほうがいいんじゃないかなと思ったんです。つまり、それはいろいろな方々を知る上で、一定の役割を果たしたという意味だったと思うんです。しかし同時に地方公務員法との関係で、そこに触れるんじゃないかというのもありまして、個人的に行かれるのは別に僕は問題ないと思うんですけれど、やっぱり組織としてそれを行うという

ことになる、これはもう絶対僕はまずいと思うんです。宮崎市は今後はしないというのがあったみたいですが、県はこれについて今後どうするか、まだ明確にされていないと思います。国会議員さんたちがどうするかは、また全く別問題ですので、問題は行政が、今後こういうことが起こることがありますから、これについてどうするかを明確にされていたほうが僕はいんじゃないかと思うんですけれど、どうでしょうか。

○小倉総合政策課長 東京事務所の業務の所管が総合政策課ということで、総合政策課からお答えいたしますが、地方公務員法上も基本的に職員が県外で寄附なりに関係する政治目的行為を実施することは、法律自体には触れないという、これは地方公務員法上はそうなっているところではございますけれども、九州他県などではそういう事例が余りないというところがございまして、やはり道義的に県民の目などもある中で疑念を生じかねない問題ではあるというようなものでございますので、基本的に今回問題になりましたような国会議員のパーティーなどにおける受付業務等、そういったお手伝いにかかわる業務、それに関連する業務も含めまして基本的にはもう実施しない方向で知事も定例会見等で表明をしているところでございます。ただ、そのパーティーそのものに参加するかどうかについては、報道等からも質問があつて、そこについては知事も今後よく検討する、考えるというような答えをしておりますので、そこについては今後、人事課が地方公務員法の解釈権というか、所掌もしておりますので、そこも協議をしていく。そこである程度解釈、考え方を出していく形にはなるのかなとは考えています。

○来住委員 基本的にはわかりました。ただそういう政治的なパーティーにしても、政治的な催しだとか、そういうものに一職員として参加される、これは思想信条の自由があったり政党支持の自由がありますから、それはそれで僕は全然問題ないと思っているんですけど、しかし組織立ってすると、わかりやすく言えば、一つの課が組織立ってそれに行くとかいうことになると、それはやっぱり全然質が違うことだと思うので、そういう点ではどうなんでしょうか。いわゆる事務所として事務所長が指示して今回行きなさいとか、行くなとか、それは僕はまずいと思うんですけど。

○小倉総合政策課長 そういう組織、要するに役所側から能動的にそういうパーティーに参加するという事例は、済みません、私は聞いたことはございません。そういう事例はないというふうに認識しています。

○来住委員 いえいえ、僕が言っているのは今後のことですよ。今後のことでそうやって、僕が言っているのは、一職員が一国民として政治的なそういうものに参加するとかいうことは当然ありますけれど、しかしそれを組織として、東京だったら東京事務所として行くとか行かないということを決めるのは、それは僕はやっぱり間違いだと思うものですから。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 委員御指摘の点は、曖昧なところがあってはいけないということがありますので、その線引きについては、今人事課で整理することになっております。そちらで一定の判断が出てくると思っております。

○高橋委員 今の関連で、いわゆる受付とかあいつ業務が書かれていましたよね。多分役割的にはいわゆる若い方なんですよね。東京事

務所長が受付をすれば、それはわかるよ。だからそういったところは、やっぱり大いに誤解が湧いているわけですよ。まさか職務命令じゃないよなって。そういったところを、来住委員も言ってらっしゃるわけで、そこはやっぱり明確にきちんと整理しないと誤解が誤解を招いちゃうから、そこは整理してください。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） 知事の一定の整理をして今後対応していくという考え方のもとに、今人事課でどういう形にするのか検討していますので、その中で一定の考え方を整理した上で今後取り組んでいくということになると思っております。

○日高委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上をもって総合政策部を一旦終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後0時7分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

午後は1時5分再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○武田総務部長 総務部でございます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付をしております総務政策常任委員会の資料によりまして御説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、目次をごら

んください。

まず、1の予算議案についてであります、令和元年度11月補正予算案の概要につきまして、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、「宮崎県税条例の一部を改正する条例」など6件を提出しております。

次に、3のその他報告事項では、防災拠点庁舎整備に伴う部局再配置についてなど4件につきまして御報告させていただきます。

それでは、令和元年度11月補正予算案の概要につきまして御説明いたします。

右側のページ、1ページをごらんください。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、補正額は、8億3,743万2,000円の増額であります。

また、今回の補正予算の歳入財源につきましては、国庫支出金が1億5,746万5,000円、繰入金金が2億246万7,000円、県債が4億7,750万円です。

この結果、11月の補正後の一般会計の予算規模は6,131億2,605万4,000円となります。

次に、一般会計歳出の款別の一覧ですが、一番上の総務費は、防災拠点庁舎建設工事に伴います経費などを計上しております。

次の民生費は、認定こども園の施設整備を支援するための経費を計上しております。

次の衛生費は、医療機関の外国人患者受け入れ体制整備を支援するための経費を計上しております。

その下の農林水産業費は、カンショ産地で発生しましたサツマイモ基腐病の被害拡大防止や農業用ハウス等の施設整備を支援するための経

費などを計上しております。

次に、4ページをお開きください。

総務部におけます11月補正予算案の課別集計表であります。

今回お願いしております総務部の補正額は、一般会計のみで、表の補正額の欄の一番下にありますように、6億1,279万8,000円で、先ほど申し上げましたとおり、防災拠点庁舎建設工事に係ります増額補正でございます。

この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせました11月補正後の予算額は、一番下の段の右から3番目になりますが、2,700億8,045万5,000円となります。

予算議案の概要につきましては、以上でございます。

なお、予算議案、特別議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉村財政課長 委員会資料の2ページをお願いいたします。

議案第1号、一般会計補正予算の歳入予算について、御説明いたします。

令和元年度の太枠の中、今回補正額の欄をごらんください。

財源といたしまして、自主財源が2億246万7,000円の増額となっております、内訳といたしましては、全額繰入金となっております。

その二つ下、依存財源が6億3,496万5,000円の増額となっております、内訳は国庫支出金

が1億5,746万5,000円、県債が4億7,750万円となっております。

この結果、歳入合計が8億3,743万2,000円となりまして、その右隣になりますけれど、補正後の歳入合計が6,131億2,605万4,000円となります。

3ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました歳入の科目別の概要になります。

一番上の繰入金金が2億200万円余の増額となっておりますが、内訳は全て基金繰入金となっております。今回の補正事業に係る県費負担分といたしましての財政調整積立金からの繰入金、それと防災拠点庁舎建設工事費の増額に伴う県有施設維持整備基金からの繰入金となっております。

その下、国庫支出金が1億5,000万円余の増額となっておりますが、主な内訳を御説明いたします。

国庫負担金が2,697万6,000円の増額となっております。これは全額林道開設費の交付決定の追加によるものであります。

その下、国庫補助金が1億3,000万円余の増額となっております。一番下の農林水産業費国庫補助金が1億2,000万円余の増額となっておりますが、その内容は、農業用ハウス等の整備に係る交付決定の増によるものであります。

その下、県債が4億7,000万円余の増額となっておりますが、内訳は防災拠点庁舎建設工事費の増額及び林道事業の追加工事に伴う財源といたしまして、県債の発行を行うものであります。

私からの説明は以上であります。

○田村人事課長 次に、議案の内容につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の10ページをお願いします。

議案第9号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

人事委員会による平成31年4月の民間給与の調査の結果、職員の給与が民間の給与を下回っていたことや国の人事院勧告の内容等を踏まえ、人事委員会より職員の給与に関する報告及び勧告があったことから、国や民間の給与との均衡等を考慮して勧告どおり職員の給与を改定することとし、職員の給与に関する条例等について所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

人事委員会勧告に基づき、月例給を0.11%引き上げることとし、具体的には(1)の給料表は、国に準じて初任給を中心とした若年層、主に30代半ばまでの職員が在職する号給について引き上げ改定を行います。

また、(2)の住居手当につきましては、国に準じて、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げ、また最高支給限度額を2万7,000円から2万8,000円に1,000円引き上げる改定を行います。

なお、この手当の改定に伴い、支給月額が1,000円を超え減額となる職員については、経過措置として、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間、改定前の手当額から1,000円を控除した額の住居手当を支給することといたします。

次に、3の改正を要する条例につきましては、職員の給与に関する条例など5つの関係条例であります。

また、4の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日に遡及して適用いたします。

ただし、住居手当の改定につきましては、令和2年4月1日から施行いたします。

続きまして、11ページをごらんください。

議案第11号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。

地方公務員法の改正に伴う成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項の削除など、法律の改正を踏まえた関係条例の規定の整備を行う必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

(1)につきましては、先ほど申し上げた成年被後見人等に関するものであり、地方公務員法第16条第1号に規定されている成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されることから、関係条例でこれを引用している条文の改正を行うものであります。

また、(2)につきましては、国立大学法人法や地方独立行政法人法などの規定を引用している関係条例について、これらの法律の改正により条項のずれなどが生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、3の改正を要する条例であります。職員の退職手当に関する条例など10の条例について改正を行うものであります。

最後に、4の施行期日についてであります。一部の規定を除き、改正地方公務員法の施行日である令和元年12月14日に合わせて施行いたします。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○吉村財政課長 引き続き、委員会資料の14ページをお願いいたします。

議案第27号「当せん金付証券の発売について」であります。

1の提案理由にありますとおり、令和2年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売額を定めることにつきまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定によりまして、議会の議決に付するものであります。

発売金額は、上限額といたしまして、100億円以内としております。

3の参考にありますとおり、令和元年度の議決額と同額をお願いしているところであります。

説明は以上であります。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。

財産総合管理課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の9ページをお開きください。

財産総合管理課の補正額は6億1,279万8,000円の増額で、補正後の額は、右から3列目、101億8,232万5,000円となります。

補正の内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料5ページをお開きください。

防災拠点庁舎整備事業について補正をお願いするものでございます。補正額は、先ほど申し上げました6億1,279万8,000円であります。

2、補正の理由は、インフレスライド対応等に伴うものでございます。

その内容は、(1)工事費増が6億177万5,000円で、このうち1つ目のぼつのインフレスライド対応が4億6,400万円であります。これは、急激な価格水準の変化に対応するための経費で、労務費や資材価格が上昇していることから措置するものでございます。

また、2つ目のぼつの設計内容の変更が1億3,777万5,000円で、これは工事のおくれに伴

う鉄骨仮置き場の確保や庁舎の仕切り壁の位置変更、外壁の工法変更などに要する経費でございます。

次に、(2) 諸経費増が1,102万3,000円であります。これは、工期を延長するために必要な経費でございますが、詳細は後ほど繰越明許費補正で御説明いたします。

今回の補正によりまして、補正後予算額は、上の表の一番右にありますとおり、84億5,493万3,000円となります。

なお、工事費は、今回の補正を含めて約125億円となりますが、当初計画の132億円は下回っているところでございます。

次に、繰越明許費補正について御説明いたします。

ページめくりまして、6ページをごらんください。

防災拠点庁舎整備事業につきまして、54億5,415万2,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

工期につきましては、昨年、令和2年3月末までの延長をお願いしたところであり、再度のお願いとなってしまう、まことに申しわけございませんが、掘削工事における地中障害の除去によるおくれのほか、全国的な需要の増加による一部の工事資材の納期おくれが発生していることや、品質確保を図りながら安全かつ効率的に工事を進める観点から、防災拠点庁舎本体工事と5号館改修工事等の作業工程の調整を行った結果、本体工事の工期を延長する必要が生じたものであります。

延長する工期につきましては、ページ中ほどの1、本体工事工期にありますとおり、令和2年3月31日までとされていた工期を100日延長し、7月9日までとさせていただきたいと考えてお

ります。

なお、工期を延長しても、当初予定しておりました令和2年8月の供用開始には影響ございません。

本議案を御承認いただけましたら、*発注者との仮契約を経て、来る2月議会に契約金額及び工期の契約変更に係る議案を提出させていただきたいと考えております。

今後とも、品質及び安全性の確保を最優先に工事を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○永田税務課長 税務課から議案第4号について御説明いたします。

引き続き、委員会資料の7ページをごらんください。

議案第4号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由にあります、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」という名称に改正されましたことなどから、宮崎県税条例の関係条項を改正するものでございます。

2の改正の内容であります。電子申請手続の際の自動車税種別割の徴収方法の特例について定めた条文につきまして、(1)にありますとおり、自動車の新規登録の電子申請手続の根拠として引用しております法律の名称が変更されたこと及び条ずれが生じることによる改正と、(2)にありますとおり、地方税法等の改正に伴い、地方税法の表現に合わせた改正を行うものでございます。

※30ページに訂正発言あり

なお、これらの改正によりまして、県民の皆様が行う手続に変更はございません。

次に、3の施行期日であります。2の(1)の改正につきましては、法律が本年5月31日に公布され、その日から起算して9月を超えない範囲で施行されます。2月末までには施行されることとなりますが、今回のこの条例もその法律の施行に合わせるために、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

2の(2)の改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○室屋消防保安課長 議案第8号と第13号について御説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。

まず、議案第8号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。電子申請手続の根拠となります「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に名称が改正されましたことから、法律名を引用しております使用料及び手数料徴収条例の改正を行うものであります。

2の改正の内容であります。別表第2の50項につきまして、法律の名称が改正され、また、根拠条文について条ずれが生じたことから、引用法律の名称等について所要の改正を行うものであり、詳細につきましては、次のページの新旧対照表のとおりであります。

3の施行期日につきましては、改正法が現時点で施行されていないことから、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定めることとしております。

続きまして、委員会資料の12ページをお開きください。

次に、議案第13号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由であります。「火薬類取締法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく知事の権限に属する事務の一部につきまして、事務処理を希望する市町に移譲を行うものであります。

2の改正の内容であります。1の火薬類取締法につきましては、同条例別表1の4に規定する花火の打ち上げ許可など8つの事務の移譲市町村に、日向市、門川町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町の1市4町を追加いたします。

(2)の液化石油ガス法につきましては、同じく別表1の8に規定するLPガスの届け出事務など6つの事務の移譲市町村に小林市、えびの市及び高原町の2市1町を追加いたします。

移譲する事務や市町村などの詳細につきましては、次のページの新旧対照表のとおりであります。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

説明は以上であります。

○横山財産総合管理課長 先ほどの私の御説明の中で、受注者との仮契約を経て来る2月議会に契約金額及び工期の契約変更に係る議案を提出させていただきたいと申し上げるべきところを、発注者との仮契約を経て、来る2月議会にと申し上げました。正しくは受注者との仮契約を経てというのが正しゅうございます。大変申しわけございません。おわびして訂正させていただきます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしましたし

た。議案について質疑はございませんか。

○武田委員 大体理解はできているんですが、5ページのインフレスライド対応で、ちょっと説明を受けたときにもお話しさせていただいたんですけども、これがデフレ化の場合にこういうことが——県民からするとぼんと6億円上がるのはなかなか理解がしにくいんですが、業者の方も物価が上がっているのではないところもあるんですけども、これが逆の場合は県から言えるという話だけけど、今までは例がないということだったと思うんですが、もしこれが2%とか3%とかデフレになった場合に、実際問題として、県からきっちり相手側に下げさせることができるんでしょうか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 今回はインフレスライドなんですけれども、基本的にはデフレの場合も一応対応可能ということで、基本的に制度は一緒です。インフレ、デフレで急激な物価上昇、あるいは物価が下落した場合で、基本的に1%以上、上がるか下がるかした場合には、今回は受注者から来ているんですが、デフレの場合は発注者からそういった協議を行うことは可能と思います。確かに今までの実例はありませんけれども、可能となっております。

○武田委員 わかりました。受注者を決めるときに、契約内容に1%以上の変動があった場合にはというのは、きっちり入っているんでしょうか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 契約約款の中でそういった規定はあります。第25条であります。

○武田委員 わかりました。上がることばかりのイメージが強いんですが、そこらあたりも県民の皆さんにわかるように、下がったときにはきっちりとお話をして下げていただくように、よろしく願いしておきます。

○高橋委員 議案第9号の件でちょっと確認とかいたしますけれど、国の人事院勧告の期末手当は0.05月でしたっけ。国の人事院が勧告していますよね。その中身の確認ですけれど、勤勉手当をたしか勧告しているはずですが。

○田村人事課長 国の人事院勧告においては、期末手当ですね。「期末ですか」と呼ぶ者あり。特別給について、4.50月という勧告が出ておりますが、本県の人事委員会勧告におきましては、4.45月ということで勧告されております。

○高橋委員 だから国は0.05月上げる勧告をしたんですよね。それでもう一度確認しますけれど、2番の月例給の引き上げ額0.11%は、額にしたときに平均で幾らになりますかね。

○田村人事課長 職員1人当たり平均いたしますと、月額で396円の増となります。

○高橋委員 3,960円。

○田村人事課長 月額で396円の増となります。

○高橋委員 396円ですね。それで住居手当が大幅に改定されて、今まで1万2,000円でも6,000円出ていたわけですよね。手当は2分の1ですよ。

○田村人事課長 住居手当については、家賃の額に応じて計算式がございますので、必ずしも2分の1というわけではございません。

○高橋委員 でもちょっと説明がしにくいから、一応2分の1としてやりとりするけれど、1万2,000円未満の人は出ていなかったわけで、今度は1万6,000円未満がもう出なくなるわけですよね。ということは、ざっくり4,000円、マイナスになってしまうけれど、ここにありますように、経過措置で減額幅は1,000円にしましょうというのが3年間ですよ。ただ、逆に家賃の高い人にはこの恩恵が行くわけで、今まで例えば2分の1でいうと、5万4,000円を超える人は、

それなりの手出しがふえていた計算になるんだけど。だから月例給は平均396円上がるけれども、3年経過後は、大きい人では4,000円マイナスになるんだから大幅な減になってしまうよねということを申し上げたいんですよ。職員からすれば結局マイナス勧告になってしまったわけですよ。そこはやっぱり使用者側として、使用者側といいますか……、そこは重くといいますかね。職員の方々がぎりぎり頑張っている中で、特に若手の人たちが安いところに入っている人が多いと思うんですよ。そして借家の方と、もちろん借家だからなんですけれど。そこをどう受けとめていくのか、難しい問題ですけど。

それともう1点申し上げたいのは、市町村は国の人事院勧告を尊重しているみたいなんですよね。だから県庁はそういった特別手当の改定はなかったけれど、市町村はあっているらしいんです。そこも県庁の人からすると、えっという思いもやっぱり出てくると思いますよ。そこは県の人事委員会が勧告をして、人事課としては、そのとおりにしない方法だってあるわけですよ。県の人事委員会が一応、こんな勧告をしますよと、そのことに基づいて、いや、トータルでマイナスになってしまうから勤勉は改定しますよということは可能ですか。それをまず確認します。

○田村人事課長 最初に住居手当の御質問でございますが、今回の住居手当につきましては、国の人事院勧告は、国の公務員宿舍の平均使用料と手当の対象となる家賃の下限——平均使用料は大体2万円ぐらいで、手当の対象となる家賃の下限が1万2,000円となっており、大きく乖離していることから、下限額を1万6,000円に引き上げる勧告がなされたものでございます。こ

れを本県で見ますと、本県でも同じような状況であるということで、人事委員会として国に準じて引き上げを行うことが適当という判断に至ったと伺っております。

また、最高支給限度額につきましても、国は民間の住宅手当の支給状況を踏まえて引き上げるよう勧告を行っておりますが、本県においても同様の状況であるということから、国に準じて引き上げを行うよう人事委員会から勧告が行われたものでございます。

あと2つ目の御質問で、県の人事委員会勧告のとおりになくてもいいのではないかと、柔軟な判断ができるのではないかとということで、本会議でも太田議員から御質問がありましたが、今回の人事委員会勧告につきましては、もともと我々公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適用した適正な給与を確保するものとしてなされたものでございまして、人事委員会から地方公務員法に基づいた適正な勧告が行われたことから、私どもとしてもしっかりそれを踏まえた上で検討したところでございます。この人事委員会勧告というものは、人事委員会が人事行政に関する中立的かつ専門的な機関でありまして、さらに県内民間の給与等も精緻に調査研究した上でなされたものでございます。特にこの均衡の原則というものが地方公務員法の第24条でも規定されておりますけれども、今回の勧告では、県内民間事業者の従業員の給与と県職員の給与を精密に比較した結果、さらに国や他県の給与の状況も総合的に考慮した上でなされたものと伺っております。そういったもので勧告されたものですので、私どもとしても人事委員会勧告制度の趣旨を尊重することが大事であると考えております。実際、県内の民間の特別給については4.46月で、現在の4.45

月とほぼ均衡していることから据え置きという判断になったものでございます。市町村の判断については、それぞれの御判断があったと思いますが、県としては、やはり県の人事委員会勧告として適正な勧告をなされたものだと思いますので、それを尊重する考えでこのような判断に至ったということでございます。

○高橋委員 課長はそういうふうには言わざるをえないと思うんですよ。県民所得も何番目ですか。最低賃金、どうですか。そういったところを見たときに、やっぱりトータルで考えないと、いつまでたっても全国の8割、東京の6割以下、こんな水準でずっと行くわけですよ。そこを踏まえて、あくまでも国の人事院勧告は全体を見てやるんでしょうけれど、宮崎県には宮崎県の特徴というのがあるじゃないですか。東京の人たちは20%、基本給にたしか割り増しつくでしょう。そんなものがあるわけだから、宮崎県としてどうすればいいか、やっぱりいろいろ議論すべきところがあると思うんですよ。じゃないといつまでたっても低いままずっと行ってしまいうわけ。そしてまた民間は、県とか市町村に準ずるから、ますます低いところで行ってしまうわけですよ。高卒とかあるいは大学で出た人たちが戻ってこれない。そういう水準だから。そこら辺はやっぱりずっと長年懸案の課題だけれども、そこはいろいろと議論すべきところかなと思っております。だからこういう状態で行くことはもう覚悟の上で、またこれから仕事をしてもらうわけで、職員にはね。そこを皆さん方がどう士気を上げる工夫をするか、そのことにやっぱり知恵を絞ってほしいなと思います。

○日高委員長 関連でありますか。

○来住委員 この住居手当が施行されますと、実際に住居手当が上がる人、それから残念だけれど下がる人の数はおおよそ出るんですか。

○田村人事課長 ことしの4月時点での受給者の数が5,410人おりますが、そのうち手当が減額となる職員数が4,026人、手当が増額となる職員が1,259人となっております。

○来住委員 減額のほうが多いんですね。わかりました。

○丸山委員 防災拠点庁舎のことを確認させていただきたいんですが、この元請を含めて、何社ここには入っているんでしょうか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 一応、一次下請を入れると30数社ほど入ってはいるんですけども、元請が今11社ほどありまして、これは建電管空調全部を含めてなんですけど、あと下請はほかに30社ほどあります。ただ、あとほかに二次下請、三次下請は、ちょっと今手元に資料がありませんが、一応30社以上あります。

○丸山委員 資材はまた別だと認識してよろしいでしょうか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 一応資材等の総合商社みたいな会社も下請として入っているので、その中に一応入っています。さっきの30社の中に入っています。

○丸山委員 二次下請を入れると、かなりまだ、50~60、業者さんは関係したと認識してよろしいでしょうか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 そうです。委員がおっしゃったとおり、通常一つの一次下請に2社なり3社、多いときには5社ほど関係してくるので、かなり裾野は広がります。場合によっては100社以上とかになると思います。数字は大体の経験で言っているところですけども。

○丸山委員 想定上100社近くになるとします

と、しっかりと下請まで、この物価スライドのやつが支払われる担保をとってほしいんですが、それが確実ということは、いつの時点で我々に報告があるのでしょうか。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 一応、元請に対しても、今回インフレスライドで増額補正するというので、当然それが元請だけじゃなくて、下請にもその分が行くということは、それぞれの元請に対して確認しております。ただ、それは口頭で話をしているものですから、これについては、一部下請通知は今出ているんですが、当然内容は変わってきますので、変わったものを随時出させていただきたいと思います。ただ、その精査が終わるのが大体年度明け、4月以降になると思いますけれども、それについては、改めて状況等を報告させていただきたいと思っております。

○丸山委員 下請までしっかりインフレスライドができたことが確認できるように報告をお願いしたいと思います。

それと、別の質問なんですけど、県有施設維持基金を1億5,000万円ぐらい繰り入れするんですけども、繰り入れた後の基金の残額はどれぐらいになりますか。

○吉村財政課長 県有施設維持基金の残高は、繰り入れ後で237億円程度となっております。

○丸山委員 これは多分、国体の施設等いろいろ含めて積み立てていると思っておりますが、今後のことで申しわけないんですけども、どれくらい積み立てるのが適正規模と認識すればよろしいでしょうか。

○吉村財政課長 適正規模というのはなかなかはかれないんですけど、基金があればあつただけ、基金があることによって逆に県債発行を抑えることが可能ですので、基金としてなるべ

く積み立てたいという思いはありますが、まだ国体経費の総額が確定しているわけでもございませんので、余裕財源等が生じた際には、可能な限り国体施設の整備のため、また、これはあくまでも県有施設を維持していくための基金でもありますので、今後、公共施設の老朽化対策にも対応していかないといけないこともございますことから、可能な限り財政関係2基金及び県有施設維持基金、また本会議の一般質問で坂口委員の質問に対しまして知事から答弁いたしましたけれど、ソフト事業にも相当程度お金が必要になります。これにつきましては県債発行ができませんので、そのためのお金も何らかの形で確保していく必要があると考えております。

○丸山委員 この辺の基金の管理をしっかりとさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○高橋委員 先ほどお昼に商工建設常任委員会の委員の方と話していたら、住宅供給公社が解散するんですね。何か60億円ぐらい一般会計に入るとい話を聞いていますけれども、例えば、こんなのはしっかり対象になるのではないですかね。

○吉村財政課長 この11月議会の議案といたしまして、住宅供給公社の解散に関する議案を上げております。解散に当たっては国土交通大臣の認可が必要になりますので、その認可を得た後に法的な清算手続に入ります。その法的な清算手続の中で、住宅供給公社にどの程度余剰金が残っているか確定した後、余剰金があれば県に返還されることとなります。貴重な財源ですので、ぜひそういう財源も可能な限り、県全体で考えないといけないこととなりますので、その使い道等につきましては、また議会にきちんと報告させていただいた上で判断したいと考え

ておりますが、そういう余裕財源があれば、可能な限り有効に活用したいと考えております。

○高橋委員 しっかりと確保してください。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○日高委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。

常任委員会資料の16ページをお開きください。

防災拠点庁舎整備に伴う部局再配置についてでございます。

来年、防災拠点庁舎が完成いたしまして、危機管理局、福祉保健部、県土整備部などが入居いたしますと、これらの部局が入っております1号館や3号館などに空きが出ますことから、執務環境の改善など3つを基本的な考え方として、全庁的な部局の再配置を行うこととしたところであります。

2の現状と再配置後の表をごらんください。

庁舎ごとに現状と再配置後を記載しております。

まず、本館につきましては、生活・協働・男女参画課など一部の所属は抜けますが、大きな変更はございません。

危機管理局や県土整備部が抜ける1号館につきましては、生活・協働・男女参画課など総合政策部、総務部の一部のほか、県議会事務局の執務室等が新たに入居いたしまして、農政水産部が上の階に移動いたします。

また、福祉保健部、病院局が抜ける3号館には教育庁が、教育庁が抜ける4号館には監査事務局がそれぞれ入居いたします。

7号館、8号館につきましては、変更ございません。

次に、今回の再配置による効果等についてあります。

右側のページ、3、再配置による効果等をごらんください。

まず、職員1人当たりの執務スペースが拡充いたします。具体的には、現在の6.95平方メートルから7.44平方メートルに拡充いたします。

2つ目、更衣室、ロッカースペースにつきましても、21室から35室に充実いたします。

財産総合管理課が管理いたします共用会議室につきましても、20室から23室に充実いたします。この23室には、部局の再配置を行う間、不要になった机や椅子などの一時的な保管場所として使用する7号館の会議室を含んでおりませんので、部局再配置終了後、7号館会議室が再び使用できるようになりますと会議室はさらに増加する予定でございます。

また、1号館、4号館に、体調がすぐれない職員等が休むことができる休養室を新たに設置いたしますほか、執務室が二つに分断している所属を一つの部屋にまとめたり、フロアが分かれている所属を同じフロアに配置したりすることとしております。

最後に、4、今後の予定でございます。

令和2年8月に、危機管理局、福祉保健部などが防災庁舎に引っ越しを行った後、1年程度かけまして、フロー図でお示ししておりますとおり、順次、既存庁舎の改修工事と引っ越しを進めていくこととしております。

報告は以上でございます。

○永田税務課長 税務課から宮崎県産業廃棄物税条例の施行状況及び今後の方針等につきまして御報告いたします。

引き続き、委員会資料の18ページをお願いいたします。

今議会の環境農林水産常任委員会におきまして、環境部局から産業廃棄物税の今後の方針等について報告がなされておりますことから、税条例を所管しております当課におきましても御報告させていただくものでございます。

まず、1の産業廃棄物税条例についてであります。

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用の促進等に要する費用に充てるため、平成17年4月から九州一斉に導入をいたしました法定外の目的税でございます。

条例におきまして、施行後5年を目途にその課税の継続等につきまして検討を行うこととしております。これまで平成21年度、26年度に検討を行い、所要の条例改正の上、税制を継続してまいったところでございますが、今回さらに5年が経過しますことから、検討を行ってきたところでございます。

次に、2の検討結果の概要についてでございますが、資料の19ページ、20ページに環境農林水産常任委員会提出の報告資料をつけてございますので、そちらで説明いたします。

検討結果につきましては、めくっていただきまして20ページ最後のほうの(6)今後の方針等、①検討結果に記載してございます。

産業廃棄物税の導入によりまして、税の目的であります産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進等はおおむね順調に進んでおり、一定の効果が見られますが、再生利用率をさらに向上させるため、事業者の支援や排出業者の啓発等が必要であること、また、一斉に導入しております九州各県におきましても、課税を継続する方向でありますことから、本県においても税制を継続することとしたいと考えております。

資料の18ページにお戻りください。

3の今後の方針等についてであります。

今議会における環境農林水産常任委員会への報告結果を受けまして、条例の改正案を、次の令和2年2月議会に上程させていただきたいと考えております。

説明は以上であります。

○石田市町村課長 市町村課でございます。

資料の22ページをお願いいたします。

議案第13号の「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御報告を申し上げます。

この議案につきましては、関係する各常任委員会に付託されておりますので、ここでは、全体の概要について御報告を申し上げます。

まず、1の改正の理由ですが、本条例は知事の権限に属する事務について、取り扱いを希望する市や町に権限を移譲するなどの理由から、関係規定の改正を行うものです。

次に、2、改正の概要です。

1つ目は、先ほど消防保安課長から御説明申し上げましたとおり、火薬類取締法等に基づく事務について、取り扱いを希望する市や町へ権限を移譲するものです。

2つ目は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく、精神障がい者等の措置入院等に関する事務について、宮崎市へ権限を移譲するものでございます。

そのほか、3にございますとおり、卸売市場法施行条例及び宮崎県小規模卸売市場条例を廃止する条例の附則において、引用する関係規定を一部改正するものです。

施行期日でございますが、2については令和2年4月1日、3については令和2年6月21日から施行することとしております。

最後に、23ページ、参考でございますが、平成18年度からの移譲事務数の推移と市町村別の移譲事務数を記載しております。

私からの説明は以上であります。

○温水危機管理局長 危機管理課から、宮崎県総合防災訓練の実施状況について御報告いたします。

資料の24ページをごらんください。

まず、1の実施概要であります。今年度の県総合防災訓練は、11月9日、10日の2日間、右側の25ページに示しておりますとおり、宮崎県庁や高原町総合運動公園などの各会場で、地震、風水害、火山噴火の複合災害によります人的・物的被害を想定して実施いたしました。

訓練には、国、県、市町村を初め、自衛隊、警察、消防など124の機関から約2,100人の方々に参加いただいたところであります。

次に、2の訓練の主な成果であります。今年度の訓練は、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練及び九州・沖縄地区DMA T実動訓練との同時開催としたところあります。

事前準備から訓練実施に至るまでの訓練参加機関との議論を通じて、顔の見える関係を構築しますとともに、それぞれの知見を生かしながら、連携して訓練を実施することができたと考えております。

主な訓練の内容であります。 (1) の避難訓練・避難所運営訓練については、近隣市町間の広域避難を想定しまして、民間バスを活用しました広域避難の手順や役割分担を確認しましたほか、避難所運営講習の実施によりまして、住民の防災意識の啓発を図ったところあります。

(2) の本部運営訓練については、県から防災関係機関への情報伝達や広域応援部隊の受け入れ体制等について確認したほか、高原町へ連

絡員を派遣し、災害対策本部及び支部の情報収集体制について確認を行いました。

(3) の交通の確保訓練については、小林土木事務所や建設業協会など関係機関が道路啓開作業、放置車両撤去の流れの確認を行ったところあります。

(4) の救助・救急、消防活動、災害医療活動訓練については、警察、消防、自衛隊などの救助関係機関の役割や連携について確認したほか、被災現場での救護活動や重篤な患者を被災地外へ搬送する流れなどについて確認を行いました。

(5) の物資調達、燃料供給については、国が供給する物資を広域物資輸送拠点の都城トラック団地協同組合などから、避難所まで輸送する流れのほか、緊急車両への優先給油などの流れについて確認を行ったところあります。

また、(6) のその他としまして、死体検案訓練や民間ドローンによります情報収集訓練などのほか、防災展示により県民の防災意識の啓発を図ったところあります。

これらの訓練の実施状況につきましては、26ページ及び27ページに写真を掲載しております。後ほどごらんいただけたらと思います。

最後に、3の課題の検討であります。検討会を12月20日に開催する予定でありまして、改善策等の検討を行いまして、来年度の訓練や今後の災害対応に反映させていきたいと考えております。

危機管理課からは以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。その他報告事項について、質疑はございませんか。

○丸山委員 防災拠点庁舎に伴う再配置についてです。これまでも防災拠点庁舎の中にあつた

と記憶はしているんですが、自治学院が入っていますけれども、ほかのところは防災に関する部局かと思っっているんですが、自治学院が入っている理由は何かあるんでしょうか。

○平山行政改革推進室長 自治学院では防災関係の研修も行っておりますし、研修で使う広い会議室がございまして、そういった会議室を防災拠点庁舎の中に設けることで、通常時の効率的な会議室の利用、また災害発生時の防災上のいろんな会合等で効率的な利用ができることが1点ございます。

それと、ただいま申し上げました危機管理上の研修等につきましても、この場で十分実施することができますし、また庁内のBCP上も自治学院でBCPを実施する上で、そちらがBCPの場所になることもございまして、防災拠点庁舎に自治学院を設置しているということでございます。

○丸山委員 何となくわかったような……。自治学院は、何となく緊急時と全然違う部署だというイメージがあったものですから。ほかは本当に災害対応の部が全部集まっていますが、そこは人づくりも含めてやっていることだけに入って、危機管理を醸成する職員を育てていくということをやっていると理解すればよいということですよ。

○平山行政改革推進室長 人づくりの面もございます。防災拠点庁舎の中でいろんな防災研修を行うことで、常在危機の意識を持って職員が研修を受講し、またそれに備えるということもございます。

また、庁舎の有効利用ということで、平時に広い会議室が何も使われない状態であるよりは、その広い空間を使って自治学院の研修を行うことで、一遍に大勢の人数のいろんな研修が実施

できますので、そういった効率面からも自治学院を防災拠点庁舎に置くことにしたところがございます。

○高橋委員 この部局再配置で休養室が新設される説明がありました。今回この再配置で、初めて県庁に休養室が設けられるんでしょうか。

○満行総務事務センター課長 現在、職員健康プラザに休養室を1室設けてございます。

○高橋委員 いわゆる執務室がある庁舎には、今回初めて新設されるということで理解しました。それで1号館と4号館だけに新設だと思うんですよ。これおおむね何畳ぐらいですかね。何坪。

○横山財産総合管理課長 1号館が48平方メートル、4号館が42平方メートルでございます。

○高橋委員 そこそこですね。できればそれぞれの館にこういった休養室はあったほうがいいんでしょう。ただ、ここのスペース上、1号館と4号館なんでしょうけれど、先ほどの人事院勧告じゃないですが、こういったところをやっぱり配慮してあげるの、もう大事なことです。これも休養室が初めて新設されるのは本当いいことだと思うので、スペースにいろいろ制限がありますけれど、こういったところをやっぱり工夫していただきたいと思って申し上げました。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

○高橋委員 産廃の条例ですけど、これトン当たり1,000円でしたよね。この20ページに効果と課題ってあるんですが、不法投棄がぐっと減ったのはもう本当にその効果だと思うんだけど、①と③はちょっと課題をいっぱい抱えているなと思って。1,000円が安いのかなと思ったりもして、九州各県で1,000円の額に対して、やっぱりもう1,200円にしようとかいった議論は出なかったですか。

○永田税務課長 お答えからしますと、税率のアップという議論には、今のところ至っていない状況でございます。

今、1トン当たり1,000円ですけれども、19ページの(2)に税の概要を記載してございます。最終処分場、いわゆる埋め立てのところに持ち込む際には1トン当たり1,000円ですが、中間処理業者、焼却施設に持ち込む際には1トン当たり800円という税率になっているところがございます。これまでも税率云々につきましては、九州各県の担当者会議等の中で議論されてきておりますが、今のところ、税率を変える状況にはないと判断がされているようでございます。

○高橋委員 今の図の関連で、この中間処理業者に持っていくのと最終処分場に持っていく量の割合は、ざっくりどのぐらいですか。

○永田税務課長 分量の割合はちょっと出ておりませんが、税収ベースでいきますと、平成30年度は、焼却施設に13.8%、最終処分場に86.2%という状況になってございます。

○高橋委員 今の説明で大体わかりますよね。圧倒的に最終処分場への持ち込みが多いということで。やっぱり気になるのが、この20ページのグラフを見ると、最終処分量の減少はあったものの、近頃ちょっと上がりつつあるじゃないですか。これちょっと気になるなど。もちろん災害があって、そういった部分の持ち込みも要因としてあるのかもしれませんが、ちょっと気になる場所だということと、③がやっぱり、何とか排出を減らそうという意識が右肩下がりで減っているのが、もう非常に残念なんですよね。こういったところをどう受けとめて、何か対策はお考えでしょうか。

○永田税務課長 委員がおっしゃったように、20ページの上のほう、(5)の①のところすけれ

ども、折れ線グラフが排出量に占めます最終処分量の割合でございます。平成16年の導入後、基本的には右肩下がりの傾向で来ておりましたが、平成28年、29年と増加に転じているところがございます。経済状況等も排出量に影響してきますが、景気がある程度、好景気だったことと、もう一つは、お話にもありましたように、熊本地震がございましたので、そこでの廃棄物が県内にも持ち込まれている状況が多少なりあるということでございます。

それから、③の排出業者の意識のところですけれども、委員御指摘のとおり、排出抑制、あるいは再生利用に取り組んでいる事業所が割的に少なくなっているところで、ここは大きな課題でございます。排出業者等に対する意識の啓発につきましては、環境部局のほうでももちろん検討されておまして、これまでもホームページ等々でそういった周知は行っているところすけれども、新たにチラシを作成するなど、その意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

税の部門においても、そこには協力していきたいと考えております。

○高橋委員 環境サイドの話なんでしょうけれど、いわゆる一生懸命やっている、排出の抑制に取り組んでいるところには何らかのインセンティブがあったりとかですよね。ちょっと私も思い浮かびませんが、ISOか何かあるんでしょうかね。一生懸命やっているところに何らかの認証マーク、そういうのはありますか。取り組んでいる業者が県民にわかる何か、そんなのはあんまり聞かないんですが。

○永田税務課長 私もちょうと詳しくはないんですけれども、中間処理業者さんのところで優良業者の認定といいますか、そういった制度は

何かあるというふうにお聞きしたところでございます。ただ、私どもは税を所管しておりますが、税の優遇はなかなか難しいと今は考えているところでございます。

○高橋委員 ちょっとできないかもしれませんが、ずっと努力している業者は免税制度があります。何かいろいろ、こう……。ちょっと詳しく説明できませんけれど、率を若干考えてあげるとか、そういうのもどうなのかなと思ったりしますので、いろいろと今後協議していただくといいかなと思います。

○永田税務課長 現時点での減免ということでは、焼却施設等で発生した熱を再利用して、みずからの製品製造の工程にその熱を再利用する施設につきましては、課税免除の制度もでございます。そういったところを活用されている施設ももちろんございます。先ほどからお話のありますインセンティブについては、なかなか難しいところがあるかと思いますが、そういったお話があったことを環境部局にもお伝えして、今後考えていきたいと思っております。

○高橋委員 地元の王子製紙がお世話になっております。減免で。ありがとうございます。

○丸山委員 防災訓練のことでお伺いしたいんですが、私も現場に行かせていただいて、少し感じたことだけ言わせていただこうと思っておりますけれども。かなり多くの消防署等が九州各県から集まって、すごく壮観だったんですが、その後知事と一緒にいろんなブースを回ったときに特に感じましたのは、携帯電話の各社が、それぞれ災害時にうちはこうやって移動車を持ってきてやるんですよと言われていたんですが、できれば1台でカバーできるような電波を今後使ったほうが有効じゃないかと思ったのと、災害時だからこそ、そういうふうにシェア

できるような形を何かシステム上つくったほうがいいんじゃないかと感じたのと、いろんな無線があって、うちはこれがいいですよとか、どの無線が本当にいいのかがよくわからなかったものですから。恐らくいろんな機種によって特徴があって、ここがいい悪い、一長一短があるかと思うんですが、情報伝達にとってどのような形が本当にいいのかは検証されたほうがいいんじゃないかなと感じたので、その辺のことで何か感じていらっしゃったら——今後整理される方向が、もしあるのであれば、教えていただければありがたいと思っております。

○温水危機管理局長 議長には本当、当日長い時間にわたってブースを回ってもらったりしてありがとうございました。今お話にありました、携帯電話も、関連機関ということで多数参加いただいたところですが、正直やっぱり競争をされている部分もあるものですから、それを一元的に統合してやっていくのは、いろいろと研究を要する部分はあるかなという印象は持っております。

あと、災害時の無線の関係ですけれども、行政防災無線が基本的にはその威力を発揮することになるだろうと思っています。ただ、やはり通信手段は、多種多様な手段を日ごろから準備しておくことが非常に重要であると思っておりますので、そこらあたりの各機関の調整なり、多様な情報通信手段の確保なりに関しては、これまで以上に力を入れていく必要があると、そういう取り組みをまた進めていきたいと思っております。

○丸山委員 要するに携帯電話会社のそれぞれ機種といいますか、その競い合いじゃないかもしれませんが、今後5Gとかが進んでいく環境を考えると、一緒にするほうが効率がよ

くなるし、どうしても田舎はおくれてしまうんじゃないかというイメージを持ったりしたときに、一つの電波でももらったほうが、今後はある程度いい時期も来るんじゃないかなとは感じたものですから。その辺は、総務省とか国で考えていただかなければ、なかなか難しい話かもしれないけれども、何らかのことを考える時期にも来ているんじゃないかと思っております。何かそういうことができるのであれば、国にも要請していただければありがたいと思いました。

○**温水危機管理局長** 大変貴重な御意見だと思いますので、研究させていただけたらと思います。

○**日高委員長** 最後に、そのほかで何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高委員長** それでは以上をもって、総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時16分再開

○**日高委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について、執行部の概要説明を求めます。

○**吉村人事委員会事務局長** 人事委員会事務局でございます。よろしく願いいたします。

それでは、今回お願いしております議案につきまして御説明いたします。

お手元の委員会資料をお開きください。

議案第20号「職員団体の登録に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由であります。行政手続

等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴いまして、同法を引用しております本条例の一部改正を行うものであります。

2の改正の内容といたしましては、職員団体の登録の申請手続について規定しております第2条第3項において、同法の改正により、法律の名称が改められたことによる改正を行いますとともに、条ずれが生じたことによる引用条項の改正を行うものであります。

なお、これらの改正による申請手続への影響はありません。

3の施行期日につきましては、法改正の施行日が公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますので、これに伴いまして、この条例につきましても、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日から施行することとしております。

説明は以上であります。

○**日高委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高委員長** その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**日高委員長** それでは以上をもって、人事委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時20分再開

○**日高委員長** 委員会を再開いたします。

次に、採決についてであります。委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、

令和元年12月5日(木)

あす、6日金曜日に行いたいと思います。

開会時刻は、後ほど御連絡させていただきます。

その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようでしたら、この後は合同審査会となります。合同審査会の準備ができましたら御連絡しますので、それまで会派控室で待機していただくよう、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時21分散会

令和元年12月6日(金曜日)

午後9時11分開議

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	脇谷のりこ
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		武田浩一
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	本田雄毅
総務課	主事	浜砂貴裕

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否を含め、御意見を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、早速採決に移らせていただきます。

それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第4号、第8号、第9号、第11号、第13号、第20号、第27号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案につきましては、原案のと

おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等ありますでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後9時11分休憩

午後9時13分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、いただいた意見をもとに正副委員長に一任することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、閉会中の委員会について、御意見を伺いたいと思います。

1月23日に予定にされております閉会中の委員会につきましては、御意見、御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後9時13分休憩

午後9時14分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

1月23日の閉会中の委員会につきましては、これから検討していきたいと思います。よろしいでしょうか。

令和元年12月6日(金)

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。
す。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後9時14分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 陽 一